

会社法第 782 条第 1 項に定める備置書類

(株式会社りそなホールディングスとの株式交換契約に関する事前備置書類)

2021 年 1 月 29 日

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

目次

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）
3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）
4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 号第 3 号）
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）
6. 本株式交換が効力を生じる日以後におけるりそなホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

添付資料 1 株式交換契約書（写）

添付資料 2 株式会社りそなホールディングスの定款

添付資料 3 株式会社りそなホールディングスの計算書類等

2021 年 1 月 29 日

株式会社りそなホールディングスとの株式交換契約に関する事前備置書類

大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉

当社は、2020 年 11 月 10 日開催の取締役会において、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社りそなホールディングス（以下「りそなホールディングス」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。なお、本株式交換は、りそなホールディングスによる当社の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）に向けた一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われます。

本株式交換に関して会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

本株式交換契約の内容は、添付資料 1 株式交換契約書（写）」に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）

（1）交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）

① 本株式交換に係る株式の割当ての内容

	りそなホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (注1)	1.42	1
本株式交換により交付する株式数	りそなホールディングスの普通株式： 209,198,802株（予定）（注2）	

（注 1）株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株に対して、りそなホールディングスの普通株式（以下「りそなホールディングス株式」といいます。）1.42 株を割当交付いたします（以下、かかる本株式交換における株式交換比率を「本株式

交換比率」といいます。)。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約の締結日から本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）の前日（本効力発生日の前日を含みます。）までの間において、りそなホールディングス又は当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

（注 2）本株式交換により交付する株式数

りそなホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりりそなホールディングスが当社の発行済株式（ただし、りそなホールディングスが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（但し、りそなホールディングスを除きます。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のりそなホールディングス株式を割当交付する予定ですが、交付するりそなホールディングス株式については、新たに発行するりそなホールディングス株式を使用する予定です。

なお、当社は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定であるため、当社が 2020 年 11 月 10 日に公表した「2021 年 3 月期第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数（390,470 株）は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、本株式交換においてりそなホールディングス株式を交付する対象から除外しております。なお、自己株式については、上記 390,470 株のほか、株主名簿上は株式会社関西みらい銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が 100 株あります。

本株式交換により割当交付するりそなホールディングス株式の総数については、当社の第 1 回新株予約権乃至第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使、及び当社による自己株式の取得等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換により、1 単元（100 株）未満のりそなホールディングス株式の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の

規定に基づき、りそなホールディングスに対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、りそなホールディングスに対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数のりそなホールディングス株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に際して、当社の株主の皆様には、りそなホールディングス株式に 1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 234 条の規定に従ってこれを処理します。なお、りそなホールディングスは、2020 年 11 月 10 日現在において、本株式交換に際して当社の株主に交付するりそなホールディングス株式に 1 株に満たない端数が生じた場合は、(i) 会社法第 234 条第 2 項及び会社法施行規則第 50 条第 1 号に従って、端数の合計数に相当する数のりそなホールディングス株式を市場において売却し、端数権利者に対しては、当該売却における売却価格に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付すること、又は (ii) 会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項並びに会社法施行規則第 50 条第 2 号に従って、端数の合計数に相当する数のりそなホールディングス株式をりそなホールディングスが自己株式として取得し、端数権利者に対しては、当該自己株式取得の日のりそなホールディングス株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a) 割当ての内容の根拠及び理由

りそなホールディングス及び当社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社及びりそなホールディングスとの間で本応募（りそなホールディングスが本取引の一環として、本株式交換に先立ち、当社株式及び本新株予約権を対象として実施した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」といいます。）が株式会社 SMBC 信託銀行（以下「SMBC 信託銀行」といいます。）を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式 29,385,393 株（以下「本応募株式」といいます。）について、SMBC が、SMBC 信託銀行に対して、本公開買付けに応募するよう指図し、SMBC 信託銀行をして、本応募株式を本公開買付けに応募させるものとし、かつ、応募を撤回させず、応募により成立する買付け等に係る契約を解除させないことをいいます。以下、同じとします。）を行うことを合意している当社の株主（以下「応募合意株主」といいます。）である SMBC から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、りそなホールディングスは BofA 証券株式

会社（以下「BofA 証券」といいます。）を、当社は野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。また、両社及び応募合意株主である SMBC から独立した法務アドバイザーとして、りそなホールディングスは西村あさひ法律事務所を、当社は北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）をそれぞれ選定いたしました。また、当社が利益相反回避のために設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、両社及び応募合意株主である SMBC から独立した独自の第三者算定機関として、フロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を選定いたしました。

りそなホールディングスにおいては、下記（３）の「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である BofA 証券から 2020 年 11 月 10 日付で提出を受けた株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（BofA 証券）」といいます。）における株式交換比率の算定結果、及び同社から同日付で提出を受けた本株式交換比率がりそなホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン（BofA 証券）」といいます。）の内容、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、りそなホールディングスが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向や過去の国内上場企業と当該企業の親会社との間の株式交換事例において決定した株式交換比率に付与されたプレミアムの水準等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、りそなホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社においては、下記（３）「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の①「公正性を担保するための措置」及び②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関である野村証券から 2020 年 11 月 9 日付で受領した株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（野村証券）」といいます。）、本特別委員会を通じて提出を受けた本特別委員会の独自の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントの 2020 年 11 月 9 日付の株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（フロンティア）」といいます。）及び本株式交換比率の公正性に関する意見書（以下「フェアネス・オピニオン（フロンティア）」といいます。）、法務アドバイザーである北浜法律事務所からの助言、当社がりそなホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主であるりそなホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される

本特別委員会から 2020 年 11 月 9 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容等を踏まえて、りそなホールディングスとの間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、以下の点等から、本株式交換における本株式交換比率は妥当なものであり、当社の株主の皆様はりそなホールディングスの株主となっていただくことで、今後のりそなホールディングスの成長を享受いただけると判断いたしました。

- 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村證券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。また、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。
- 本特別委員会が、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が当社の一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（フロンティア）を取得していること。
- 当社がりそなホールディングスの完全子会社となることにより、りそなグループ（りそなホールディングス、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び当社を含む国内連結子会社 25 社、海外連結子会社 3 社並びに持分法適用関連会社 5 社（2020 年 9 月 30 日時点）により構成されるグループをいいます。以下同じです。）と当社の一般株主の皆様との間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になるとのシナジーの創出を見込むことができ、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると考えられること。

りそなホールディングス及び当社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2020 年 11 月 10 日開催のりそなホールディングス及び当社の各取締役会の決議に基づき、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

本株式交換における当社株式 1 株当たりの対価（本株式交換比率に基づくとりそなホールディングス株式 1.42 株相当）の価値は、りそなホールディングス株式の本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の終値

単純平均値（352.685 円）に基づき計算すると 500.8127 円となり、本公開買付けに係る当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（500 円）（以下「本公開買付価格」といいます。）よりも 0.8127 円高い額となり、また、当社株式の本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の終値 405 円に対して 23.66%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.85%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.39%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約の締結日から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含みます。）までの間において、りそなホールディングス又は当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(b) 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

りそなホールディングスの第三者算定機関である BofA 証券並びに当社の第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会の独自の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、いずれもりそなホールディングス、当社及び応募合意株主である SMBC の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

本株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、りそなホールディングスは BofA 証券を第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

当社は野村證券を第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。また、本特別委員会はフロンティア・マネジメントを第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

(ア) BofA 証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要

BofA 証券は、りそなホールディングス及び当社の両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社ともに比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による

株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、両社が事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法である DDM 法による分析（DDM 分析）を行い、これらに基づく分析結果を総合的に勘案して株式交換比率の分析を行っております。BofA 証券は、下記の前提条件その他一定の条件の下で、りそなホールディングスの取締役会に対し、2020 年 11 月 10 日付にて、本株式交換比率算定書（BofA 証券）を提出しております。また、BofA 証券は、りそなホールディングス取締役会からの依頼に基づき、下記の前提条件その他一定の条件の下で、2020 年 11 月 10 日付にて、本株式交換比率がりそなホールディングスにとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（BofA 証券）を、りそなホールディングス取締役会に対して提供しております。

市場株価分析については、2020 年 11 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における両社普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対する市場株価比率の最小値及び最大値に基づき、株式交換比率の算定レンジを分析いたしました。

類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のためにりそなホールディングス及び当社の両社について、比較的類似する事業を手掛ける複数の上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、時価総額に対する簿価純資産の倍率に基づきりそなホールディングス及び当社両社の株式価値を分析しております。

DDM 分析についても、BofA 証券に対し算定・分析に利用することを目的に提供された 2022 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの期間に係る両社についての財務予測に基づき、下記の前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属すると見込まれる 2022 年 3 月期以降の将来キャッシュ・フローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値を分析しております。なお、BofA 証券に提供された当社の財務予測は、当社により作成され、りそなホールディングスにより調整を加えた上で BofA 証券に対し提供されたスタンド・アローンベースの（本完全子会社化による影響を加味していない）財務予測及び当該財務予測にりそなホールディングスが同社の判断による当該影響も加味し BofA 証券に対し提供した財務予測の双方から成り、他方、りそなホールディングスの財務予測は、りそなホールディングスから BofA 証券に対し提供されたスタンド・アローンベースの（本完全子会社化による影響を加味していない）財務予測です。なお、上記のり

りそなホールディングスの財務予測については、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。一方で、当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期の連結純利益においては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な下落等による2021年3月期における収益悪化からの業績回復を背景に、対前年比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。2023年3月期の連結純利益においては、店舗統廃合やグループ内での人材の再配置の推進等からの経費削減の進展を背景として、対前年度比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでおります。

BofA証券による本株式交換における株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです（以下の株式交換比率の算定レンジは、当社の株式1株に対して交付するりそなホールディングスの株式の割当比率の算定レンジを記載したものです。）。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	1.13～1.17
類似企業比較分析	0.47～1.06
DDM分析（注1）	0.96～1.84

（注1）上記のDDM分析における株式交換比率の算定レンジについては、りそなホールディングスによる調整を加えた当社の財務予測について、スタンド・アローンベースの（本完全子会社化による影響を加味していない）財務予測及びりそなホールディングスが判断した当該影響を加味した財務予測の双方を分析し算定された株式交換比率をレンジとして記載しています。但し、BofA証券のフェアネス・オピニオン（BofA証券）に関しては、下記前提条件のとおり、りそなホールディングスの判断による当該影響を加味した当社の財務予測を前提としています。

（注2）上記の本株式交換比率算定書（BofA証券）及びフェアネス・オピニオン（BofA証券）は、りそなホールディングスの取締役会が（当該立場において）本株式交換を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的としてりそなホールディングスの取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。BofA証券は、本取引の形態、ストラクチャー、本株式交換契約及びりそなホールディングスが、2020年11月10日付で、SMBC及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」といいます。）との間で、締結した本応募に関する契約（以下、総称して「本最終諸契約」といいます。）その他本取引に関連して締結若しくは合意される契約又は取り決め、本公開買付けの公開買付価格（本株式交換比率と本公開買付けの公開買付価格の間の相対的な優劣を含むが、これらに限られません。）等を含め本取引の条件その他の側面（フェアネス・オピニオン

(BofA 証券)に明記される範囲における、またフェアネス・オピニオン (BofA 証券)に明記される前提及び条件に基づく本株式交換比率を除きます。)について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。BofA 証券の意見は、本株式交換比率に係るりそなホールディングスにとっての財務的見地からの公正性に限定され、本取引に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本株式交換比率との比較における公正性(財務的か否かを問いません。)について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。加えて、りそなホールディングスにとり採用可能であるか、又はりそなホールディングスが実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点について、また、本取引を推進若しくは実施するりそなホールディングスの業務上の意思決定について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。また、BofA 証券は、りそなホールディングス株式の発行時における実際の価値について、また、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点におけるりそなホールディングス株式又は当社株式の取引価格について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。更に、BofA 証券は、本取引、本公開買付け、本株式交換又はそれらに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。BofA 証券は、りそなホールディングス、当社若しくはその他の企業体又は本取引に関連する法律、規制、会計、税務及び類似の事項について何ら意見又は見解を表明するものではなく、これらの事項について、りそなホールディングスの指示に従い、りそなホールディングスによる評価に依拠しております。BofA 証券は、りそなホールディングスが、これらの事項について資格を有する専門家からりそなホールディングスが必要と認める助言を得ているものと理解しております。

BofA 証券は、本株式交換比率算定書 (BofA 証券)における分析(以下「本分析」といいます。)を行い、また、フェアネス・オピニオン (BofA 証券)を作成するに際して、公開されている又は BofA 証券に対して提供され若しくは BofA 証券が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないというりそなホールディングス及び当社の経営陣の表明に依拠しております。BofA 証券は、当社の経営陣が作成し又はその指示に従い作成され、かつ同経営陣が承認した当社に関する財務予測(以下「当社予測」といいます。)につ

いて、それが当社の将来の業績に関する当社の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものである旨の説明を当社より受けており、りそなホールディングスの了解を得た上で、そのことを前提としております。

BofA 証券は、りそなホールディングスの指示に従い、りそなホールディングスの経営陣により修正が加えられた当社予測（以下「修正当社予測」といいます。）、りそなホールディングスの経営陣が作成したりそなホールディングスに関する財務予測及びりそなホールディングスの経営陣が予想した本完全子会社化の実行に伴い当社に生じる費用削減効果（以下「本費用削減効果」といいます。）について、これらが当社及びりそなホールディングスの将来の業績並びにその他の事項に関するりそなホールディングスの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、当社予測及び修正当社予測に反映された将来の業績の相対的な実現可能性に関するりそなホールディングスの経営陣の評価に基づき、りそなホールディングスの指示に従い、本分析の実施及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）の作成に当たり修正当社予測に依拠しております。BofA 証券は、りそなホールディングスの指示に従い、りそなホールディングスによる本費用削減効果の実現可能性に関するりそなホールディングスの経営陣の評価に依拠しており、また、それらが予想された額及び時期において実現する旨の表明をりそなホールディングスより受けており、またそのことを前提としています。また、りそなホールディングスの指示により、本費用削減効果のうち、りそなホールディングスが決定した割合に相当する部分を、本完全子会社化前の当社に帰属するものとして本分析を行っています。BofA 証券は、貸出債権、繰延税金資産、貸倒引当金、ヘッジ・ポジション及びデリバティブ・ポジションにつき評価を行う専門家ではなく、りそなホールディングス、当社又はそれらの関係会社に係るこれらの適切性について独自に評価しておらず、また、りそなホールディングス、当社又はそれらの関係会社の個々の与信記録も審査しておりません。従って、BofA 証券は、りそなホールディングス、当社又はそれらの関係会社が計上している貸倒引当金の総額（本取引後のプロフォーマによる貸倒引当金の総額を含みます。）が将来の貸倒れをカバーするのに十分であることを前提としております。本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）は、必然的に、本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において BofA 証券が入手可能な情報に基づいています。ご承知のとおり、クレジット市場、金融市場及び株式市場は非常に不安定な状況が継続しておりますが、BofA 証券は、かかる不安定な状況がりそなホールディングス、当社又は本取引のいずれかに与える潜在的影響について何ら意見又は見解を述べるものではありません。本

分析及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）の日付以降に発生する事象が本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）の内容に影響を与える可能性があります。BofA 証券は、本分析及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了承されています。

上記の BofA 証券による分析の記載は、同社がフェアネス・オピニオン（BofA 証券）に関連してりそなホールディングスの取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、フェアネス・オピニオン（BofA 証券）に関連して BofA 証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。フェアネス・オピニオン（BofA 証券）の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、したがって、その一部の分析結果又は要約を記載することは必ずしも適切ではありません。BofA 証券による分析は全体として考慮される必要があります。更に、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、BofA 証券による分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

BofA 証券は、本分析を行うに当たり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くはりそなホールディングス及び当社により制御できないものです。BofA 証券による分析の基礎をなすりそなホールディングス及び当社の将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測又は BofA 証券の分析が示唆する見通しと比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。BofA 証券の分析は、本株式交換比率の財務的見地からの公正性についての分析の一環としてなされたものであり、フェアネス・オピニオン（BofA 証券）の提出に関連してりそなホールディングスの取締役会に対して提供されたものです。BofA 証券の分析は、鑑定を意図したものではなく、企業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。従って、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらがりそなホールディングス及び当社の実際の価値に関する BofA 証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。本取引は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、りそなホールディングス、SMFG、SMBC 及び当社の交渉により決定されたものであり、りそなホールディングスの取締役会により承

認されたものです。本取引を実施することの決定は、もっぱりりそなホールディングスの取締役会によってなされたものであり、フェアネス・オピニオン（BofA 証券）及び本株式交換比率算定書（BofA 証券）は、上記のとおり、りそなホールディングスの取締役会が本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、りそなホールディングスの取締役会又は経営陣の本取引又はその条件についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

BofA 証券は、当社、りそなホールディングス又はその他の企業体の資産又は負債（偶発的なものか否かを問わない。）について独自の鑑定又は評価を行っておりません。また、かかる鑑定又は評価を提供されておりません。また、BofA 証券は、当社、りそなホールディングス又はその他の企業体の財産又は資産の実地の見分も行っておりません。BofA 証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用ある法令の下でも、当社、りそなホールディングス又はその他の企業体の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。BofA 証券は、りそなホールディングスの指示に従い、本取引が本最終諸契約の重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその現在想定されている条件に従い完了されること、及び本取引に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、りそなホールディングス、当社若しくはりそなホールディングス又は本取引が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを含む。）がないことを前提としております。また、BofA 証券は、りそなホールディングスの了解を得た上で、本取引が、当社又はりそなホールディングスにとって有税取引とならないことを前提としております。なお、BofA 証券は、本株式交換比率算定書（BofA 証券）及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）の作成に当たり、りそなホールディングスの指示に従い、当社の発行している新株予約権に対し、一定の前提に基づき当社普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。BofA 証券は、かかる新株予約権の保有者による転換権の行使の有無又はその時期について何ら意見又は見解を表明するものではありません。本株式交換比率算定書（BofA 証券）及びフェアネス・オピニオン（BofA 証券）は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に従った財務情報に基づいて作成されております。

更に、BofA 証券は、りそなホールディングスの指示に従い、本最終諸契約の最終締結版が、BofA 証券が検討した本最終諸契約の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

BofA 証券は、本取引に関しりそなホールディングスの財務アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その相当部分が本株式交換契約の締結を条件とし、また、その残額が本取引の完了を条件とします。）を受領いたします。また、

りそなホールディングスは、BofA 証券の実費を負担すること、及び BofA 証券の関与から発生する一定の責任について BofA 証券に補償することを合意しています。

BofA 証券及び BofA 証券の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。BofA 証券及び BofA 証券の関係会社は、その通常の業務の過程において、りそなホールディングス、当社、SMFG、SMBC 及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

BofA 証券及び BofA 証券の関係会社は、りそなホールディングスに対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

また、BofA 証券及び BofA 証券の関係会社は、当社に対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領する可能性があります。更に、BofA 証券及び BofA 証券の関係会社は、過去において、SMFG 及び SMBC に対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供しており（SMFG の各種債券募集についてリード・マネージャー及びブックランナーを務めたことを含みます。）、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

（イ） 野村證券による算定の概要

野村證券は、両社の株式交換比率について、両社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式

価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される DDM 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2020 年 11 月 9 日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近 5 営業日、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法においては、りそなホールディングスについては、りそなホールディングスの主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社めぶきフィナンシャルグループ、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社千葉銀行及び株式会社群馬銀行を選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行いました。当社については、当社の主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社滋賀銀行、株式会社南都銀行、株式会社京都銀行、株式会社紀陽銀行及び株式会社池田泉州ホールディングスを選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DDM 法においては、りそなホールディングスが作成した 2021 年 3 月期の見込み、2022 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率は 7.50%～8.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%を、Exit マルチプルは 6.5 倍～7.5 倍をそれぞれ採用しております。当社が作成した 2021 年 3 月期の見込み、2022 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。当社の割引率は 6.50%～7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%を、Exit マルチプルは 9.5 倍～10.5 倍をそれぞれ採用しております。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社株式 1 株に対して割り当てるりそなホールディングス株式の数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.13～1.17
2	類似会社比較法	0.67～1.22
3	DDM 法	1.36～1.47

なお、野村證券が DDM 法による算定に用いたりそのホールディングスの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、野村證券が DDM 法による算定に用いた当社の財務予測には、対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には 2022 年 3 月期において、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした 2021 年 3 月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で 79 億円の増益を見込んでおります。また、2023 年 3 月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で 50 億円の増益を見込んでおります。

なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

野村證券の株式交換比率の算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しております。野村證券は、野村證券が検討した公開情報及び野村證券に提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。

(ウ) フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要

(i) フロンティア・マネジメントによる算定の概要

フロンティア・マネジメントは、両社の株式交換比率について、両社株式が東京

証券取引所市場第一部に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の自己資本比率を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する資本並びに利益（以下「修正配当」といいます。）を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されているDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社株式1株に対して割り当てりそなホールディングスの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.13～1.17
2	類似会社比較法	0.55～1.07
3	DDM 法	1.24～1.47

市場株価平均法においては、2020年11月9日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2020年11月4日から算定基準日までの1週間の終値単純平均値、2020年10月12日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、2020年8月11日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値、2020年5月11日から算定基準日までの6ヶ月間の終値単純平均値に基づき算定いたしました。

類似会社比較法においては、当社については、関西を地盤にする地方銀行という特性を踏まえ、株式会社京都銀行、株式会社南都銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社池田泉州ホールディングス、及び株式会社紀陽銀行を類似する事業を手掛ける上場会社として選定した上で、PER倍率、PBR倍率を用いて算定いたしました。りそなホールディングスについては、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式会社千葉銀行、株式会社新生銀行、及び株式会社あおぞら銀行を成長性、収益性、収益構造の観点から完全には類似していないものの相対的に類似性があると判断される上場会社として選定した上で、PER倍率、PBR倍率を用いて算定いたしました。

DDM法においては、当社については、2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率は6.50%～7.50%を採用しており、継続価値の算定に当た

っては永久成長率法及びマルチプル法(PER)を採用しており、永久成長率は-0.10%～0.10%、マルチプル法における PER は 11.0 倍～12.0 倍として算定いたしました。また、りそなホールディングスについては、2021 年 3 月期の見込み、2022 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率は 7.50%～8.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法及びマルチプル法(PER)を採用しており、永久成長率は-0.10%～0.10%、マルチプル法における PER は 7.5 倍～8.5 倍として算定いたしました。なお、りそなホールディングスの事業計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、当社は対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には 2022 年 3 月期において、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした 2021 年 3 月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で 79 億円の増益を見込んでおります。また、2023 年 3 月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で 50 億円の増益を見込んでおります。

フロンティア・マネジメントは株式交換比率の算定に際し、当社及びりそなホールディングスから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、当社及びりそなホールディングスの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社及びりそなホールディングスの財務予測に関する情報については、当社及びりそなホールディングス経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。フロンティア・マネジメントの算定は、2020 年 11 月 9 日までの上記情報を反映したものです。

なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(ii) フロンティア・マネジメントのフェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2020 年 11 月 9 日付で、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が当社の一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得しております。フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フロンティア・マネジメントが将来の事業見通しを含めた上記の株式交換比率の算定・分析結果に照らして、本株式交換比率が当社の一般株主の皆

様にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであります。なお、フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フロンティア・マネジメントが、当社より、両社の事業の現状、事業の見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定・分析結果に加え、本取引の目的・背景に関するヒアリング、フロンティア・マネジメントが必要と判断した事業、経済、金融市場環境の検討並びにフロンティア・マネジメントにおいてエンゲージメントチームとは独立したメンバーによる審査会における審査・レビューを経て提出されております。

（注） フロンティア・マネジメントはフェアネス・オピニオン（フロンティア）の作成に当たり、フロンティア・マネジメントが検討した公開情報及び当社及びりそなホールディングスからフロンティア・マネジメントに提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としています。フロンティア・マネジメントは、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておらず、かかる義務を負うものではありません。したがって、フロンティア・マネジメントは、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する一切の責任を負いません。また、フロンティア・マネジメントは、当社及びりそなホールディングス並びにそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の分析及び評価を含め、独自に評価や鑑定は行っておらず、また、第三者機関へ評価や鑑定の依頼も行っておりません。更に、フロンティア・マネジメントは、倒産、支払停止又はそれらの類似する事項に関する適用法令の適用可能性を含め、当社及びりそなホールディングスの信用力についての評価又は調査も行っておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社及びりそなホールディングスの事業計画その他将来に関する情報及び資料については、当社の経営陣により現在可能な最善な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたものであり、その事業計画に従い当社及びりそなホールディングスの財務状況が推移することを前提としております。また、フロンティア・マネジメントは事業計画の実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件について何ら見解を表明するものではありません。加えて、フロンティア・マネジメントは、本株式交換が日本の法人税法上適格株式交換に該当すること、その他の本株式交換に関する税務上の効果について、フロンティア・マネジメントに提示された内容が正確であることを前提としており、フロンティア・マネジメ

ントは、かかる税務上の効果について独自の分析又は検証を行っておらず、その義務を負うものではありません。

フロンティア・マネジメントは、法律、会計又は税務の専門機関ではなく、本株式交換に関する法律、会計又は税務の問題点の有無等を独立して分析又は検討を行うものではなく、その義務を負うものでもありません。

フロンティア・マネジメントは、本株式交換に関して、本特別委員会の財務アドバイザーを務めており、本株式交換に関する交渉の一部に関与しており、そのサービスの対価として、フェアネス・オピニオン（フロンティア）の提出に伴い手数料を受領する予定です。フェアネス・オピニオン（フロンティア）の提出にあたっては、当社とフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書に規定する免責条項及び補償条項が適用されます。

フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、本特別委員会が当社とりそなホールディングスとの間における本株式交換比率を検討するために参考となる情報を提供することのみを目的としており、他のいかなる者に対してフェアネス・オピニオン（フロンティア）の情報を提供することを想定しておりません。フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、当社及びりそなホールディングスの株価、並びに本株式交換後のりそなホールディングスの株価について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、本株式交換の当社における事業戦略上の位置付け、又は本株式交換の実施によりもたらされる便益について言及しておらず、当社による本株式交換の実行の是非という経営上の判断について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、当社の株主、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主に対して、本株式交換に関する議決権等の株主権の行使について何らの勧誘・推奨を行うものでもなく、その権限も有しておりません。したがって、フロンティア・マネジメントは、フェアネス・オピニオン（フロンティア）に依拠した株主の皆様及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

フェアネス・オピニオン（フロンティア）の内容は、当社とフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書において認められている場合を除き、書面によるフロンティア・マネジメントの事前の同意なしに、要約、参照若しくは引用等の態様を問わず第三者に開示されず、又は目的外に使用されないことを前提としております。

フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フェアネス・オピニオン（フロンティア）の日付現在における事業環境、経済、市場、金融情勢その他の状況を前提とし、また、当該日付現在でフロンティア・マネジメントが入手

している情報に依拠しております。今後の経済環境の変化等により、フェアネス・オピニオン（フロンティア）の内容又はその前提となる事項が影響を受けることがあります。フロンティア・マネジメントはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。フェアネス・オピニオン（フロンティア）は、フェアネス・オピニオン（フロンティア）に明示的に記載された事項以外、又はフェアネス・オピニオン（フロンティア）の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

（２）交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号）

当社及びりそなホールディングスは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるりそなホールディングスの普通株式を選択いたしました。

当社は、以下の点等から、本株式交換における本株式交換比率は妥当なものであり、当社の株主の皆様によりそなホールディングスの株主となっていただくことで、今後のりそなホールディングスの成長を享受いただけると考えられることから、りそなホールディングス株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

- 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村證券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。また、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。
- 本特別委員会が、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が当社の一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（フロンティア）を取得していること。
- 上記のとおり、当社がりそなホールディングスの完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資すると考えられること。

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本株式交換が実施された場合、本効力発生日である 2021 年 4 月 1 日（予定）をもって、当社はりそなホールディングスの完全子会社となり、完全子会社となる当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て 2021 年 3 月 30 日付で上場廃止（最終売買日は 2021 年 3 月 29 日）となる予定であります。上場廃止後は、東京証券取引所において当社株式を取引することはできません。

本株式交換の対価であるりそなホールディングス株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付されるりそなホールディングス株式は東京証券取引所において取引が可能であることから、当社の株主の皆様のうちりそなホールディングス株式を 100 株以上割当交付される株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。一方、当社の株主の皆様のうち、りそなホールディングス株式を 100 株未満割当交付される株主の皆様においては、単元未満株式については、東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様の希望により、単元未満株式の買取請求の制度を利用することができます。これらの取扱いの詳細については、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2021 年 3 月 29 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができます。

（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

① 公正性を担保するための措置

両社は、りそなホールディングスが 2020 年 11 月 10 日現在 190,721,180 株（所有割合（注）：51.15%）の当社株式を所有する当社の親会社かつ支配株主であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

（注） 所有割合とは、本第 2 四半期決算短信に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の当社株式の発行済株式総数(372, 876, 219 株)に、当社が 2020 年 6 月 26 日に提出した第 3 期有価証券報告書（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された 2020 年 5 月 31 日現在の新株予約権 1, 588 個の目的となる当社株式数(376, 356 株)を加算し、本第 2 四半期決算短信に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数(390, 470 株)を控除した株式数(372, 862, 105 株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

(a) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

りそなホールディングスは、りそなホールディングス、当社及び応募合意株主である SMBC から独立した第三者算定機関である BofA 証券を選定し、2020 年 11 月 10 日付で、本株式交換比率算定書（BofA 証券）を取得いたしました。本株式交換比率算定書（BofA 証券）の概要については、上記（1）「交換対価の総数又は総額

の相当性に関する事項」の②「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(b)「算定に関する事項」のイ「算定の概要」の(ア)「BofA 証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。また、りそなホールディングスは、2020 年 11 月 10 日付で、BofA 証券より、フェアネス・オピニオン (BofA 証券) を取得しております。本株式交換比率算定書 (BofA 証券) 及びフェアネス・オピニオン (BofA 証券) に関する重要な前提条件等については同箇所をご参照ください。

一方、当社は、りそなホールディングス、当社及び応募合意株主である SMBC から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2020 年 11 月 9 日付で、本株式交換比率算定書 (野村證券) を取得いたしました。本株式交換比率算定書 (野村證券) の概要は、上記 (1) 「交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の②「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(b)「算定に関する事項」のイ「算定の概要」の(イ)「野村證券による算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、野村證券より、本株式交換比率の公正性に関する意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得していません。また、本特別委員会は、りそなホールディングス、当社及び応募合意株主である SMBC から独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントを選定し、2020 年 11 月 9 日付で、本株式交換比率算定書 (フロンティア) 及びフェアネス・オピニオン (フロンティア) を取得しております。本株式交換比率算定書 (フロンティア) の概要及びフェアネス・オピニオン (フロンティア) に関する重要な前提条件等については、上記 (1) 「交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の②「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(b)「算定に関する事項」のイ「算定の概要」の(ウ)「フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

(b) 独立した法律事務所からの助言

りそなホールディングスは、本株式交換に際して、りそなホールディングス、当社及び応募合意株主である SMBC から独立したリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含むりそなホールディングスとしての意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

当社は、本株式交換に際して、りそなホールディングス、当社及び応募合意株主である SMBC から独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む当社としての意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

(c) 特別委員会における独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関からの株式交

換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、フロンティア・マネジメントを、本特別委員会の独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関として指名し、フロンティア・マネジメントから、本株式交換に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、本株式交換比率算定書（フロンティア）の提出を受け、また、当該意見書の日付現在において、上記（１）「交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の②「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(b)「算定に関する事項」のイ「算定の概要」の（ウ）「フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要」に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本株式交換比率が、りそなホールディングス以外の当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン（フロンティア））を取得しております。

(d) 取引保護条項の不存在その他本取引以外の買収提案の機会を確保するための措置

りそなホールディングス及び当社は、本株式交換契約における合意を含め、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本取引の公正性の担保に配慮しております。

② 利益相反を回避するための措置

りそなホールディングスは、当社の支配株主（親会社）であり、本取引は支配株主との取引等に該当するため、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。なお、当社の取締役 9 名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、及び奥田務氏は、過去にりそなホールディングス及び／又は関西みらいグループ以外のりそなグループの各社の取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去にりそなホールディングス及び関西みらいグループ以外のりそなグループの各社の従業員であったことに鑑み、利益相反防止の観点から、当社の立場において、本取引に関する協議・交渉や当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。

(a) 当社における独立した特別委員会の設置

ア 設置等の経緯

当社は、2020 年 8 月下旬にりそなホールディングスから本完全子会社化に係る初期的な提案を受け、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において当社をりそなホールディングスの完全子会社とす

る取引を行う旨の決定をすることが当社の一般株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年9月1日、いずれも、りそなホールディングスとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役である安田隆二氏（東京女子大学理事長等）、大橋忠晴氏（元川崎重工株式会社相談役）及び西川哲也氏（株式会社ディーファ代表取締役）の3名によって構成される本特別委員会を設置し、当社をりそなホールディングスの完全子会社とする取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(1) 当社をりそなホールディングスの完全子会社とする取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、(2) ①当社をりそなホールディングスの完全子会社とする取引の条件の妥当性、及び②当社をりそなホールディングスの完全子会社とする取引の手続の公正性の検討を踏まえて、当該取引が当社の一般株主の皆様にとって不利益でないか否か（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。なお、本特別委員会は、りそなホールディングスが、本特別委員会が設置された後である2020年10月上旬に、本取引のスキームを、当社株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として当社株式の一部を取得した後、りそなホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換により、りそなホールディングス株式を対価として当社をりそなホールディングスの完全子会社とするスキームとすることを決定したことを受け、当社が選任した法務アドバイザーである北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、当社と協議の上、本諮問事項の(2)に対する答申を行うに当たり、

(i) 本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているか、(ii) 当社取締役会は、本公開買付けに対しいかなる意見を表明すべきか、(iii) 当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないといえるか、(iv) 本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の公正性は確保されているか、(v) (i) ないし (iv) の検討を踏まえて、本取引は当社の一般株主にとって不利益でないといえるかを検討することといたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体と位置付け、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととすること、並びに本特別委員会に、(a) 取引条件等についてりそなホールディングスと交渉を行うこと、(b) 本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任す

ること（この場合の費用は当社が負担します。）、又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、並びに（c）当社の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領することの権限を付与すること等を決議しております。

本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

イ 検討の経緯

本特別委員会は、2020年9月1日から2020年11月9日までに、会合を合計14回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、当社が選任した財務アドバイザー兼第三者算定機関である野村證券及び法務アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2020年10月上旬に、当社、りそなホールディングス及び応募合意株主であるSMBCから独立した独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関としてフロンティア・マネジメントを選任しております。なお、本取引に係るフロンティア・マネジメントに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。その上で、当社からは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、りそなホールディングスに対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、りそなホールディングスから本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーである北浜法律事務所から本取引に係る当社取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、りそなホールディングスに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、当社は、PwCアドバイザリー合同会社及びPwC税理士法人(以下、総称して「PwC」といいます。))に対してりそなホールディングスに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、PwCより財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、野村證券及びフロンティア・マネジメントから当社の株式価値及び株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、野村證券及びフロンティア・マネジメントによる株式価値及び株式交換比率の算定の基礎と

なる当社の事業計画につき、当社より事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、当社が作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、野村證券、フロンティア・マネジメント及び北浜法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自らりそなホールディングスとの直接交渉を実施したり、りそなホールディングスに対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、りそなホールディングスとの交渉に実質的に関与いたしました。

ウ 判断の内容

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本取引に係る決定は、当社の一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の本答申書を、2020年11月9日付で、当社取締役会に対して提出しております。

(ア) 答申内容

- i. 本取引は当社の企業価値向上に資するものである。
- ii. 本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- iii. 当社取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け及び本新株予約権の買付けの妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当と考えられる。
- iv. 当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け及び本新株予約権の買付けの妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v. 本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられる。
- vi. ii ないし v の検討を踏まえて、本取引は当社の一般株主にとって不利益でないといえる。

(イ) 答申理由

- i. 以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものと考えられる。
 - りそなホールディングス及び当社が2020年11月10日付で公表した

「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」の1.「本完全子会社化の目的」の(1)

「本完全子会社化の背景及び目的」の①「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」及び③「本株式交換の条件の決定の経緯」に記載の両社が考える本取引の目的は、本特別委員会による両社それぞれとの質疑応答の結果や、本特別委員会による内容の具体化の要請等を踏まえたものとなっている。その内容は、関西みらいグループ各社と関西地域における関西みらいグループの取引先との関係性を維持・発展させることを前提としながら、本取引後におけるりそなグループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた両社の更なる企業価値の向上を目的とするもので、本特別委員会としては本取引の目的として合理性を有するものとする。

- 当社が本取引の実行によりりそなホールディングス及び当社が2020年11月10日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」の1.「本完全子会社化の目的」の(1)「本完全子会社化の背景及び目的」の③「本株式交換の条件の決定の経緯」に記載のシナジーが実現可能であると考えることについて、不合理な点は認められない。
- 当社とりそなホールディングスは、昨今の金融機関を取り巻く事業環境や競争環境の変化、及び本取引後にグループ全体で取り組むべき課題と方向性に関する認識を共有しており、かかる取組みを実行するための体制について両社の認識は概ね一致しているものと認められる。本特別委員会における両社の説明等によれば、本取引後のグループ連携のあり方について、りそなホールディングスと当社の間で十分な検討・議論がなされたことが認められる。これらを踏まえると、本取引によって、当社を含むりそなグループの中長期的な企業価値向上に資することができるのと当社の判断及びその意思決定過程について、不合理な点は認められない。

ii. 以下の点より、本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。

- 当社において独立した本特別委員会が設置されており、有効に機能し

たものと認められる。

- 本特別委員会及び当社は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。
- 本特別委員会及び当社は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得をしているものと認められる。
- 当社においては、利害関係を有する取締役等を本取引の検討・交渉過程から除外し、りそなホールディングスから独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたと認められる。
- 本取引は支配株主による完全子会社化の事案であるところ、積極的にマーケット・チェックを実施すべき例外的事情は認められないこと。
- 他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことは、本取引における手続の公正性を損なうものではないこと。
- プレスリリースを通じて、当社の一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上が図られていること。
- 当社の一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断する機会を確保するために、強圧性が生じないよう配慮されていること。

iii. 以下の点より、当社取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることが妥当と考えられる。

- 本株式価値算定書（野村證券）及び本株式価値算定書（フロンティア）における DDM 法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
- 本株式価値算定書（野村證券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付け価格は、本株式価値算定書（野村證券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM 法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
- 本株式価値算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付け価格は、本株式価値算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、

DDM 法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。

- 本公開買付価格である 500 円は、本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の当社株式の終値 405 円に対して 23.46%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 411 円に対して 21.65%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 434 円に対して 15.21%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 417 円に対して 19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当する。
- 本公開買付価格は、当社株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む当社の一般株主にとって不合理とまではいえないが、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、本公開買付価格は、当社の一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。
- 本公開買付価格はりそなホールディングスと SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の当社の一般株主には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎない。
- 上記 i のとおり、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は当社の企業価値向上に資するものと認められることから、当社取締役会は、本公開買付けに賛同することが妥当であると考えられる。もともと、上記のとおり、本公開買付価格は、現時点での現金化を望む当社株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書（野村証券）及び本株式価値算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、当社の一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。他方、下記 v のとおり、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村証券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）の DDM 法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえる。これらのことからすれば、当社取締役会としては、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見

を表明することが妥当であると考えられる。

iv. 以下の点より、当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

- 上記 i のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められることから、当社取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明する旨を決定することは、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- 上記 ii のとおり、本取引においては、当社の一般株主の利益を確保するための公正な手続が実施されている。
- 上記 iii のとおり、本公開買付け価格は、当社の一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないが、現時点で本公開買付け価格での現金化を望む当社の一般株主に対して投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえない。
- 下記 v のとおり、本公開買付けが成立した後に予定されている本株式交換における取引条件の公正性は確保されている。
- 当社取締役会が当社株主に対して本公開買付けへの応募を積極的に推奨するのではなく、その根拠も開示した上で本公開買付けに応募するか否かは当社株主の判断に委ねる旨を決定することは、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

v. 以下の点より、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられる。

- 本株式交換比率算定書（野村證券）及び本株式交換比率算定書（フロンティア）における DDM 法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
- 本株式交換比率算定書（野村證券）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（野村證券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。
- 本株式交換比率算定書（フロンティア）の算定方法及び算定内容につ

いて特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（フロンティア）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM 法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。

vi. 上記 ii のとおり、本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされており、上記 iv のとおり、当社取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募する可否かは当社の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられ、上記 v のとおり、本株式交換における取引条件（本株式交換における対価を含む。）の妥当性は確保されているものと考えられることからすれば、本取引は当社の一般株主にとって不利益でないといえる。

(b) 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である者を含む。）全員の承認

当社は、(1) りそなホールディングスの完全子会社になることで、りそなグループと当社の一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、当社を含みりそなグループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えられることから、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。また、(2) 本公開買付け価格については、(i) りそなホールディングスと SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の当社の一般株主の皆様には、本公開買付け価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、(ii) 本公開買付け価格である 500 円は、本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値である 405 円を 23.46% 上回ることに照らせば、当社の一般株主の皆様は投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、当社の実施した当社の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないこと、(iii) 本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率（当社株式 1 株当たりりそなホールディングス株式 1.42 株）は、当社の実施した当社の株式価値及び本株式交換に係る株式交

換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き当社株式を所有し、本株式交換後においてはりそなホールディングスの株主となっただくことで、当社の一般株主の皆様は今後のりそなホールディングスの成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様は判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。更に、(3) 本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格が 1 円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権者の皆様に対しては本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様は判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。そして、当社は、2020 年 11 月 10 日日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

本取引に関する議案を決議した 2020 年 11 月 10 日日開催の当社取締役会においては、当社の取締役 9 名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、及び奥田務氏は、過去にりそなホールディングス及び／又は関西みらいグループ以外のりそなグループの取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去にりそなホールディングス及び関西みらいグループ以外のりそなグループの職員であったことに鑑み、利益相反を回避する観点から、(i) 菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏を除く他の 4 名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、(ii) 取締役会の定足数を確保する観点から、2014 年までにりそなホールディングスの社外取締役を務めていたのみであり、上記 5 名の中で最も利害関係が小さいと考えられる奥田務氏を加えた 5 名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

なお、利益相反を回避する観点から、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏は、当社の立場で本取引に係る協議及び交渉に参加しておらず、また、当社の立場で本取引に係る検討に参加しておりません。

(c) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、りそなホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2020 年 8 月下旬に、りそなホールディングスから本完全子会社化に係る初期的な提案を受けた時点後速やかに、当社の企画部門、財務部門の、りそなグループ各社と直接の関係を有しない役職員を中心とした 11 名から成る検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、本特別委員会とともに、当社とりそなホールディング

スとの間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程に専属的に関与しております。また、当社は、当社とりそなホールディングスとの間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に当社以外のりそなグループ各社の役職員を兼任する当社の役職員のみならず、直近まで当社以外のりそなグループ各社の役職員であった当社の役職員も関与させておりません。

当社に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）は北浜法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

（４）本株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項の定め相当性に関する事項

本株式交換に際して、りそなホールディングスの増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金の額： 0円

資本準備金の額： 会社計算規則第39条の規定に従いりそなホールディングスが別途定める金額

利益準備金の額： 0円

上記の資本金及び準備金の額は、会社計算規則及び公正な会計基準等に基づくものであり、また、りそなホールディングスの資本政策にも合致するものであることから、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

（１）りそなホールディングスの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

りそなホールディングスの定款の定めは、添付資料2「株式会社りそなホールディングスの定款」のとおりです。

（２）交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

① 交換対価を取引する市場

りそなホールディングス株式は東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

りそなホールディングス株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2020 年 11 月 10 日）の前営業日を基準として、1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の東京証券取引所市場第一部におけるりそなホールディングスの終値の平均は、それぞれ、353 円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の平均計算において同様とします。)、372 円及び 370 円です。

なお、日本取引所グループが以下の URL において開示する株価情報やチャート表示により、りそなホールディングス株式の市場価格及びその推移等をご覧いただけます。

<http://www.jpx.co.jp/>

(4) りそなホールディングスの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

りそなホールディングスは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 号第 3 号）

当社の発行している各新株予約権がいずれも 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストック・オプションであることを踏まえ、りそなホールディングスは、本株式交換に際して、新株予約権の目的である株式の数を本株式交換に係る普通株式の交換比率に応じて調整したりそなホールディングスの新株予約権を、本株式交換が効力を生ずる直前時における当社の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当社の新株予約権 1 個につきりそなホールディングスの新株予約権 1 個の割合をもって割当て交付する予定です。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) りそなホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

りそなホールディングスの最終事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日ま

で)に係る計算書類等の内容については、添付資料3をご参照ください。

- (2) りそなホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第184条第6項第1号ハ)

① 自己株式の消却

りそなホールディングスは、2020年6月30日、りそなホールディングスの所有するりそなホールディングス株式21,706,600株(消却前の発行済普通株式総数に対する割合0.93%)を消却いたしました。

② 本株式交換契約の締結

当社は、2020年11月10日開催の当社取締役会において、本株式交換を実施すること等により、本完全子会社化を行うこと及び本取引を実施することを決議し、2020年11月10日、りそなホールディングスとの間で本株式交換契約を締結いたしました。

③ 本公開買付け

りそなホールディングスは、2020年11月10日開催のりそなホールディングス取締役会において、本取引の一環として、当社株式及び本新株予約権を本公開買付けにより取得することを決議し、2020年11月11日から2020年12月9日までを公開買付期間とする本公開買付けを行いました。

なお、本公開買付けは、りそなホールディングスの1株当たり利益(EPS)希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、当社株式の少なくとも一部を現金で取得することを目的として実施したものであり、本公開買付けに係る当社株式1株当たりの買付価格についてはSMBCとの協議により500円と決定いたしました。

本公開買付けの結果、りそなホールディングスは、本公開買付けの決済の開始日である2020年12月16日をもって、当社株式225,162,649株(議決権所有割合(注):60.39%)を所有することとなります。

(注) 議決権所有割合とは、本公開買付けの結果、りそなホールディングスが所有することとなる、当社株式の数及び本新株予約権の目的となる株式の数の合計数に係る議決権数(2,251,626個)を分子とし、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数(372,876,219株)に、本有価証券報告書に記載された2020年5月31日現在の本新株予約権(1,588個)の目的となる当社株式数(376,356株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在当社が所有する自己株式数(390,470株)を控除した株式数(372,862,105株)に係る議決権数(3,728,621個)を分母として計算した割合(小数点

以下第三位を四捨五入。)をいいます。

④ 自己株式の取得

りそなホールディングスは、本取引に伴う潜在的な EPS の希薄化が生じる場合には、当該希薄化に対応するため、本取引後速やかに、自己株式取得を市場買付けにより実施することを予定しております。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第184条第6項第2号イ)

① 子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれ

当社子会社の株式会社みなと銀行の取引先である株式会社ホワイト・ベアーファミリーが、2020年6月30日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、株式会社みなと銀行の株式会社ホワイト・ベアーファミリーに対する貸出金1,237百万円(連結純資産に対する割合:0.27%。2020年6月30日現在)について取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

当社は、上記債権のうち、担保等により保全されていない部分(800百万円)については、2021年3月期第1四半期において全額引当処理を行いました。

なお、当社が2020年5月12日に公表いたしました2021年3月期の業績目標に変更はございません。

② 本株式交換契約の締結

当社は、2020年11月10日開催の当社の取締役会において、本株式交換を実施すること等により、本完全子会社化を行うこと及び本取引を実施することを決議し、同日、りそなホールディングスとの間で本株式交換契約を締結いたしました。

③ 本公開買付けに対する意見表明

当社は、2020年11月10日開催の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、並びに、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付価格(500円)及び本新株予約権の買付価格(1円)の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

④ 自己株式の消却

当社は、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含みます。)までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(会社法第785条第1項に

定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)の全部を消却することを予定しております。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後におけるりそなホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項第3号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

添付資料 1 【株式交換契約書(写)】

株式交換契約書

2020 年 11 月 10 日

株式会社りそなホールディングス

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

株式交換契約書

株式会社りそなホールディングス（住所：東京都江東区木場一丁目 5 番 65 号、以下「甲」という。）及び株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（住所：大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第 1 条 乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第 2 条 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（甲を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、本株式交換が効力を生ずる直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主が所有する乙の普通株式数の合計に、1.42 を乗じた数（ただし、1 株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、前項の甲の普通株式を、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1.42 株の割合をもって割り当てる。

3 前項に従って乙の株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条の規定に従ってこれを処理する。

（新株予約権の取扱い）

第 3 条 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①乃至⑥の第 1 欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の各新株予約権に代わり、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙の各新株予約権の新株予約権者が所有する当該新株予約権の総数と同数の、第 2 欄に掲げる甲の各新株予約権をそれぞれ交付する。

第 1 欄			第 2 欄	
	名 称	内 容	名 称	内 容
①	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第 1 回新株予約権	別紙 1 記載	株式会社りそなホールディングス 第 1 回新株予約権	別紙 2 記載
②	株式会社関西みらいフィ	別紙 3 記載	株式会社りそなホール	別紙 4 記載

	ナンシャルグループ 第2回新株予約権		ディングス 第2回新株予約権	
③	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙5記載	株式会社りそなホール ディングス 第3回新株予約権	別紙6記載
④	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙7記載	株式会社りそなホール ディングス 第4回新株予約権	別紙8記載
⑤	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙9記載	株式会社りそなホール ディングス 第5回新株予約権	別紙10記載
⑥	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙11記載	株式会社りそなホール ディングス 第6回新株予約権	別紙12記載

2 甲は、本株式交換に際して、前項の表①乃至⑥の第2欄に掲げる甲の各新株予約権を、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された前項の表①乃至⑥の第1欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の各新株予約権1個につき、第2欄に掲げる甲の各新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

(株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額)

第4条 本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金の額

0円

(株式交換の効力発生)

第5条 本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の合意によりこれを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第6条 乙は、2020年12月25日又は甲及び乙が別途合意する日を議決権基準日とし、2021年2月19日又は甲及び乙が別途合意する日を開催日として乙の臨時株主総会（以下

「本乙臨時株主総会」という。)を招集し、本契約の承認、本契約第10条に定める定款変更並びに甲及び乙が別途合意する事項に関する決議を求めるものとする。ただし、必要に応じて甲及び乙の合意によりこの開催日を変更することができる。

- 2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。ただし、同条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに、本契約につき株主総会（以下「本甲臨時株主総会」という。）の承認を求めるものとする。

（会社の財産の管理）

第7条 甲及び乙は、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、2020年11月10日付「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結（簡易株式交換）等に関するお知らせ」及び「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等（証券コード 7321）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（総称して、以下「本プレスリリース」という。）にて公表された本株式交換、公開買付け（以下「本公開買付け」という。）その他の各取引において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

- 第8条 甲は、2021年3月31日を基準日として、総額242億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとする。
- 2 乙は、2021年3月31日を基準日として、総額38億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとし、甲は必要な議決権行使を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（ただし、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

（自己株式の処理）

第9条 乙は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに開催される取

締役会の決議により、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において保有する自己株式（会社法第 785 条第 1 項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

（定款変更）

第 10 条 乙は、本乙臨時株主総会において、定時株主総会の基準日に関する定款規定を、本契約が効力を失っていないことを条件として、2021 年 3 月 30 日又は甲及び乙が別途合意する日をもって削除する旨の定款変更に関する決議を求めるものとする。

（乙の株主に対する議決権の付与）

第 11 条 甲は、本効力発生日までに、本株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受ける乙の株主に対し、会社法第 124 条第 4 項に基づき、第 10 条の定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換が効力を生じることとを条件として、甲の 2021 年 6 月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

（表明及び保証等）

第 12 条 甲は、乙に対し、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて（ただし、個別に時点が特定されている事項については、当該時点において）、別紙 13 に記載の内容の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。また、乙は、甲に対し、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて、別紙 14 に記載の内容の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

2 甲及び乙は、前項に定める自らの表明保証が真実かつ正確でなかったことに起因又は関連して、本契約の相手方当事者に損害、損失又は費用が生じた場合には、かかる損害等を補償する義務を負うものとする。

（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

第 13 条 本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、甲又は乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲若しくは乙は、両当事者が協議の上、本契約を解除し、又は、甲及び乙は、両当事者が協議し合意の上、本株式交換に関する条件を変更することができる。

(本契約の効力)

第 14 条 本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本甲臨時株主総会若しくは本乙臨時株主総会において本契約の承認が得られなかった場合（本甲臨時株主総会については、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本甲臨時株主総会及び本乙臨時株主総会に上程された甲若しくは乙の提案に係る議案の全部若しくは一部の承認が得られなかった場合（甲については、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本公開買付けが本プレスリリース記載の要領にて成立しかつその決済及び振替の記載若しくは記録が全て完了していない場合、又は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本株式交換に係る国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、その効力を失う。

(契約の変更)

第 15 条 本契約は、甲及び乙の本契約の書面による改訂又は甲及び乙が別途合意する方法によらなければこれを変更することができない。

(協議事項)

第 16 条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に必要な事項は、甲及び乙が協議し合意の上定める。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 11 月 10 日

甲： 東京都江東区木場一丁目 5 番 65 号
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長 南 昌宏

乙： 大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉

別紙 1 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 1 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 54 年 7 月 20 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 新株予約権者が平成 53 年 7 月 20 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 53 年 7 月 21 日から平成 54 年 7 月 20 日
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 2 株式会社りそなホールディングス第 1 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2042 年 7 月 20 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が 2041 年 7 月 20 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2041 年 7 月 21 日から 2042 年 7 月 20 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記（1）及び（2）アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記（1）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 3 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 2 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 55 年 7 月 19 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 54 年 7 月 19 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 54 年 7 月 20 日から平成 55 年 7 月 19 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記（1）及び（2）アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記（1）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 4 株式会社りそなホールディングス第 2 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2043 年 7 月 19 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 新株予約権者が 2042 年 7 月 19 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2042 年 7 月 20 日から 2043 年 7 月 19 日
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 5 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 3 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 3 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 56 年 7 月 18 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 55 年 7 月 18 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 55 年 7 月 19 日から平成 56 年 7 月 18 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記（1）及び（2）アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記（1）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 6 株式会社りそなホールディングス第 3 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 3 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2044 年 7 月 18 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 新株予約権者が 2043 年 7 月 18 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2043 年 7 月 19 日から 2044 年 7 月 18 日
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 7 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 4 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 57 年 7 月 17 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 56 年 7 月 17 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 56 年 7 月 18 日から平成 57 年 7 月 17 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記（1）及び（2）アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記（1）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 8 株式会社りそなホールディングス第 4 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2045 年 7 月 17 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 新株予約権者が 2044 年 7 月 17 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2044 年 7 月 18 日から 2045 年 7 月 17 日
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 9 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 5 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 5 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 58 年 7 月 21 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 57 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 57 年 7 月 22 日から平成 58 年 7 月 21 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記（1）及び（2）アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記（1）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 10 株式会社りそなホールディングス第 5 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 5 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2046 年 7 月 21 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 新株予約権者が 2045 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2045 年 7 月 22 日から 2046 年 7 月 21 日
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 11 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 6 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 6 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 59 年 7 月 21 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 58 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 58 年 7 月 22 日から平成 59 年 7 月 21 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記（1）及び（2）アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記（1）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 12 株式会社りそなホールディングス第 6 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 6 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2047 年 7 月 21 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 新株予約権者が 2046 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2046 年 7 月 22 日から 2047 年 7 月 21 日
 - （イ） 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 13 甲の表明保証の内容

(1) (設立及び存続)

甲は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権限及び権能を有していること。甲による本契約の締結及びその義務の履行は、その目的の範囲内の行為であり、甲は、本契約の締結及びその義務の履行に関し、法令等（国内外の法令及び規則（地方公共団体の条例等を含む。））、並びに関係当局等の判断等を意味する。なお、「関係当局等」とは、国内外の裁判所、監督官庁その他の司法・行政機関（公正取引委員会その他の競争法に関する規制機関、その他の規制機関又は監督機関を含む。）又は金融商品取引所を意味し、「関係当局等の判断等」とは、関係当局等の判決（裁判上の和解その他判決と同一の効果を有するものを含む。）、決定、命令、審決、通達、指導及び要請その他の判断、並びに関係当局等の規則及び規制を意味する。以下同じ。）、甲の定款その他の社内規程において必要とされる手続を全て適法かつ有効に履践していること。

(3) (執行可能性)

本契約は、甲により適法かつ有効に締結されており、乙により適法かつ有効に締結された場合には、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、法令等によりその履行の強制が制限される場合を除き、本契約の各条項に従い、甲に対して執行可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

甲による本契約の締結及びその義務の履行は、(i) 甲に適用ある法令等に違反するものではなく、(ii) 甲の定款その他の社内規程に違反するものではなく、(iii) 甲が事業を行う上で必要とされる許認可等（関係当局等への報告、届出、登録、許可、認可、承認、免許、同意、免除その他これらに類する行為又は手続をいう。以下同じ。）に違反するものではないこと。

(5) (財務諸表等)

甲の 2019 年 3 月期及び 2020 年 3 月期の連結財務諸表及び財務諸表（以下「甲財務諸表等」という。）は、日本で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されたものであり、それぞれ、関連する事業年度に係る財政状態並びに経営成績及びキャッシュフローの状況を重要な点において公正に表示したものである。甲及びそ

の子会社には、本契約締結日において、甲財務諸表等に記載又は反映されているもの、2020年4月1日以降に甲及びその子会社の通常の業務過程で発生したものを除き、何ら重要な債務、義務、負債その他の責任（確定か偶発かを問わず、その発生原因を問わない。）は存在しないこと。2020年4月1日以降本契約締結日までの間に、甲の知る限り、甲の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由は発生していないこと。

(6) （反社会的勢力）

甲及びその子会社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力手段等、その他これらに準ずる者（これらを総称して、以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）ではないこと。甲及びその子会社の知る限り、甲及びその子会社と反社会的勢力との間には、現在、直接、何らの資本・資金・取引上の関係もなく、金銭の支払、便益の供与その他一切の関係又は交流がないこと。甲及びその子会社において、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と意図して交流を持っている者が役員に選任されておらず、また、従業員等として雇用されている事実がなく、今後もその予定がないこと。

(7) （情報開示）

甲が、本株式交換に関連して乙及びその外部専門家に開示した情報は、甲の知る限り、重要な点において真実かつ正確であり、かつ、関係当局等により開示が制限されている事項を除き、甲に関する重要な事項について誤解を生じさせないために必要な事実は欠けていないこと。

別紙 14 乙の表明保証の内容

(1) (設立及び存続)

乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本契約の締結及びその義務の履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及びその義務の履行に関し、法令等、乙の定款その他の社内規程において必要とされる手続を全て適法かつ有効に履践していること。

(3) (執行可能性)

本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、法令等によりその履行の強制が制限される場合を除き、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

乙による本契約の締結及びその義務の履行は、(i) 乙に適用ある法令等に違反するものではなく、(ii) 乙の定款その他の社内規程に違反するものではなく、(iii) 乙が事業を行う上で必要とされる許認可等に違反するものではないこと。

(5) (財務諸表等)

乙の 2019 年 3 月期及び 2020 年 3 月期の連結財務諸表及び財務諸表（以下「乙財務諸表等」という。）は、日本で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されたものであり、それぞれ、関連する事業年度に係る財政状態並びに経営成績及びキャッシュフローの状況を重要な点において公正に表示したものである。乙及びその子会社には、本契約締結日において、乙財務諸表等に記載又は反映されているものの、2020 年 4 月 1 日以降に乙及びその子会社の通常の業務過程で発生したものを除き、何ら重要な債務、義務、負債その他の責任（確定か偶発かを問わず、その発生原因を問わない。）は存在しないこと。2020 年 4 月 1 日以降本契約締結日までの間に、乙の知る限り、乙の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由は発生していないこと。

(6) (反社会的勢力)

乙及びその子会社は、反社会的勢力ではないこと。乙及びその子会社の知る限り、乙及びその子会社と反社会的勢力との間には、現在、直接、何らの資本・資金・取引上の関係もなく、金銭の支払、便益の供与その他一切の関係又は交流がないこと。乙及びその子会社において、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と意図して交流を持っている者が役員に選任されておらず、また、従業員等として雇用されている事実がなく、今後もその予定がないこと。

(7) (情報開示)

乙が、本株式交換に関連して甲及びその外部専門家に開示した情報は、乙の知る限り、重要な点において真実かつ正確であり、かつ、関係当局等により開示が制限されている事項を除き、乙に関する重要な事項について誤解を生じさせないために必要な事実は欠けていないこと。

定 款

(2018 年 6 月 22 日改定)

株式会社りそなホールディングス

株式会社りそなホールディングス定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社りそなホールディングスと称し、英文では Resona Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 当社の属する銀行持株会社グループの経営管理およびこれに付帯または関連する一切の業務
2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、6,020,000,000 株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。

普通株式	6,000,000,000 株
------	-----------------

第一回第 7 種優先株式	10,000,000 株
第二回第 7 種優先株式	10,000,000 株
第三回第 7 種優先株式	10,000,000 株
第四回第 7 種優先株式	10,000,000 株
第一回第 8 種優先株式	10,000,000 株
第二回第 8 種優先株式	10,000,000 株
第三回第 8 種優先株式	10,000,000 株
第四回第 8 種優先株式	10,000,000 株

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 優 先 株 式

(優先配当金)

第11条 当会社は、第51条に定める剰余金の配当（第51条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

第一回ないし第四回
第7種優先株式 1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

第一回ないし第四回
第8種優先株式 1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ）に、発行に先立

って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他の有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。

- ② ある事業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当（本項および第 3 項において当該事業年度中に支払われる優先中間配当金を除く）の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ ある事業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、第 1 項に定める優先配当金の額を上限とし、優先株主または優先登録質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

（優先中間配当金）

第 12 条 当社は、第 51 条第 1 項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。

（残余財産の分配）

第 13 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

- | | |
|------------------------|--|
| 第一回ないし第四回
第 7 種優先株式 | 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。 |
| 第一回ないし第四回
第 8 種優先株式 | 1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。 |

- ② 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（株主との合意による優先株式の取得）

第 14 条 優先株式の取得について会社法第 160 条第 1 項の規定による決定をするときは、同条第 2 項および第 3 項の規定を適用しない。

（議決権）

第 15 条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 50 条の規定が効力を有する場合であって会社法第 436 条第 3 項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により第 50 条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第 459 条第 2 項および同法第 460 条第 2 項の規定により効力を有する第 50 条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(優先株式の取得条項)

- 第16条 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第一回ないし第四回第7種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、当該優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、当該優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。
- ② 当社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第一回ないし第四回第8種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、当該優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、当該優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。
- ③ 当社は、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式について、自己資本比率規制に基づき当該優先株式の取得が必要となる場合として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由（当会社に関して元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として定める事由（以下実質破綻事由という）、もしくは一定の期日の到来（以下強制転換事由という）のいずれかまたは両方の事由とする）が生じたときは、当該優先株式の全部を取得するものとし、実質破綻事由が生じた場合には、当該実質破綻事由が生じた後の一定期間（当該決議によって定めるものとする）内の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める日、もしくは当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、無償で取得し、強制転換事由が生じた場合には、当該強制転換事由が生じた日に、普通株式の交付と引換えに取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。
- ④ 第1項および第2項に基づき、第一回ないし第四回第7種優先株式または第一回ないし第四回第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(優先順位)

- 第17条 各種優先株式の優先配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

第4章 株主総会

(招集)

- 第18条 定時株主総会は、毎事業年度最終日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会

は、必要があるときに随時招集する。

② 株主総会は、本店所在地、東京都区内または大阪市において招集する。

③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長を兼任する取締役がこれを招集する。社長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(基準日)

第 19 条 当社は、毎事業年度最終日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 21 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 22 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議長)

第 23 条 株主総会の議長は、社長を兼任する取締役がこれに当たる。社長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(種類株主総会)

第 24 条 第 18 条第 2 項および第 3 項、第 19 条、第 22 条ならびに第 23 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

② 第 21 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の種類株主総会決議に、同条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。

③ 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第 5 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 25 条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

第 26 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち 2 名以上は、社外取締役（会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。

(選任方法)

第 27 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 28 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(業務の決定)

第 29 条 取締役会は、会社法第 416 条第 1 項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

- ② 取締役会は、その決議により、法令に反しない限度で、当社の業務の決定を執行役に委任することができる。

(会長)

第 29 条の 2 取締役会の決議によって、取締役の中から会長を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 30 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役が招集し議長となる。

- ② 前項の指名にかかる取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。
- ③ 第 35 条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(招集通知)

第 31 条 取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第 32 条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

③ 議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 33 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、報酬委員会が定める。

(責任の免除)

第 34 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 指名・監査・報酬委員会

(各委員会の組織)

第 35 条 当会社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。

② 各委員会は、それぞれ 3 名以上の取締役で組織し、その過半数は社外取締役でなければならない。

③ 監査委員会を組織する委員は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼任することができない。

④ 各委員会を組織する委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(委員会の招集権者および議長)

第 36 条 各委員会は、あらかじめ指名された委員が招集し議長となる。

② 前項にかかわらず各委員は必要に応じ招集することができる。

(招集通知)

第 37 条 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の 1 週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 各委員会は、当該委員会の委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第 38 条 各委員会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、各委員会において定める委員会規程による。

第 7 章 執行役

(員数)

第 39 条 当会社の執行役は、1 名以上とする。

(選任方法)

第 40 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第 41 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。

(代表執行役・役付執行役)

第 42 条 取締役会の決議によって、代表執行役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、執行役の中から社長 1 名を選定する。
- ③ 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。
- ④ 取締役会は執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容を速やかに各執行役に通知する。

(報酬等)

第 43 条 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。

- ② 執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、支配人その他の使用人として受ける報酬等についても同様とする。

(責任の免除)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

(執行役規程)

第 45 条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める執行役規程による。

第 8 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 46 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 47 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 48 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第 49 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 50 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 51 条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日および毎年 9 月 30 日とする（本定款において、毎年 9 月 30 日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という）。

② 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 52 条 剰余金の配当にかかる配当金が支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

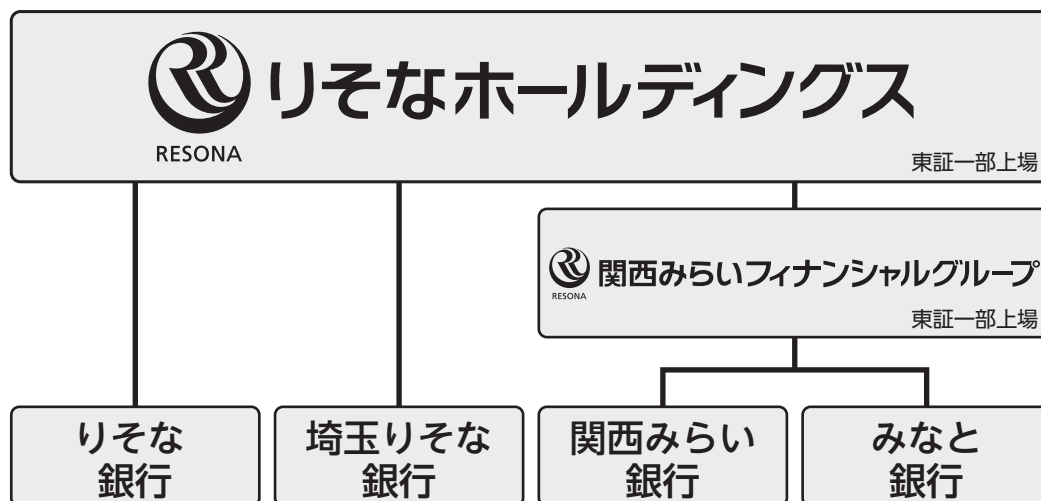
1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務、クレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務、投資運用業務、投資助言・代理業務などの金融関連業務を行っております。

【りそなグループ事業系統図】



ロ 金融経済環境

当連結会計年度の日本経済は、海外経済の減速や米中貿易摩擦の影響もあり外需の弱さが続くなか、下半期にかけては台風災害や消費増税の影響で内需も弱含みとなりました。年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンド需要の減少や外出自粛の動きによる消費の低迷が日本経済の更なる下押し要因となりました。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は0%台の推移が続きました。

海外経済は、中国経済の減速や世界的に製造業が弱含む中で、年後半にかけて弱さがみられました。米中貿易摩擦が緩和すると持ち直しに転じましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中で、各国で都市封鎖等の措置が講じられ、経済環境は急速に悪化しました。米国では雇用調整が急速に進むとともに失業率が上昇し、また欧州でも景況感の悪化が鮮明となりました。

金融市場では、米中通商協議の合意や世界経済持ち直しへの期待が広がるとリスク選好の動きが強まりましたが、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となり、年度末にかけて、リスク回避の動きとともに市場のボラティリティが急速に高まりました。株式市場では、日経平均株価が12月に一時24,000円台を回復し、米国株は連日の史上最高値更新が続きNYダウが30,000ドルに迫りましたが、年度末にかけては大幅に下落し、一時は日経平均が16,000円台、NYダウが18,000ドル台をつける場面もありました。米国長期金利は、FRB（米連邦準備制度理事会）が2008年以来の利下げに踏み切るなかで低下基調を辿り、年度末にかけ利下げの思惑が一段と高まると、一時0.3%台まで金利低下が進みました。FRBは年度で計2.25%の利下げを実施し、実質的なゼロ金利政策に踏み切りました。

日本長期金利は、追加金融緩和の思惑から8月には△0.3%に迫りましたが、緩和観測後退とともに金利は上昇し、年度末には米金利に連れて上下したものの0%近辺での動きとなりました。ドル円は総じて狭いレンジ内の推移が続いたものの、年度末にかけてはボラティリティが急速に高まり101～112円台で乱高下しました。

Ⅷ 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

(事業の経過及び成果)

当グループは、2018年11月に「2030年SDGs達成に向けたコミットメント(Resona Sustainability Challenge2030)」(以下、「RSC2030」)を公表し、金融サービスを通じて、活力あふれる地域社会を実現していくことを宣言しました。RSC2030では、りそなの強みを活かし、本業を通じて解決に貢献できる社会課題として、「地域」「少子高齢化」「環境」「人権」の4項目を特定し、それぞれの解決に向けた取り組みを進めております。

また、前中期経営計画(Change to the “Next”)の最終年度である2019年度も、「オムニ・チャンネル」の進化、26,000名の「オムニ・アドバイザー」の育成、「オムニ・リージョナル」体制の確立、を基本戦略に掲げ、「次世代リテール金融サービスモデル」を構築するとともに、「成長・再生・承継ソリューション」(法人のお客さま)と「トータルライフソリューション」(個人のお客さま)を軸としたビジネス戦略を展開してまいりました。

具体的なビジネス展開としては、お客さまの資産の成長と、その先にある未来社会への貢献を同時に実現していく仕組みとして、「みらいE-usプロジェクト」を2019年10月に開始いたしました。また、環境改善に資する事業資金の調達を目的として法人のお客さまが発行する「私募グリーンボンド」を、2020年2月に当グループとして初めて引き受けいたしました。こうした取り組みを通じて、お客さまとともに、次世代の教育や、社会全体の環境負荷低減への貢献を目指してまいりました。

また、他金融機関との協働を通じた初の試みとして、めぶきフィナンシャルグループとのデジタル分野における共同研究を、2020年2月に開始いたしました。当グループが持つグループアプリのプラットフォームを活用し、各地域に強固な地盤を持つ両社が共同研究を行うことで、より利便性の高いサービスの開発を目指してまいります。

今後も、金融サービスを通じて、お客さまとともに、SDGs達成に向けた取り組みを積極的に展開してまいります。

以上の経過を踏まえ、今期の業績は以下のとおりとなりました。

りそなホールディングス連結

	2018年度	2019年度
経 常 利 益	2,030億円	2,142億円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,751億円	1,524億円

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

業務粗利益は6,586億円と前期比145億円増加しました。このうち、資金利益については有価証券利息配当金は増加しましたが、国内の預貸金利益が預貸金利回り差の低下等により減少し、前期比47億円減少の4,311億円となりました。役務取引等利益については住宅ローンに係るフィー収益や決済関連業務に係るフィー収益は増加しましたが、投資信託や保険等の金融商品販売に係るフィー収益の減少等により前期比34億円減少し1,711億円となりました。一方、その他業務利益は、債券関係損益（先物込）が増加したこと等により前期比242億円増加し325億円となりました。営業経費は人件費、物件費ともに減少して、前期比129億円減少の4,265億円となりました。その他経常利益では、株式等関係損益（先物込）は前期比22億円増加し93億円の利益となりましたが、与信費用は一定の債権に対する追加引当を実施したことや前期に計上した大口の戻入益の剥落等により前期比216億円増加し229億円となりました。また、前期に計上した株式会社関西みらいフィナンシャルグループ統合に伴う負ののれん発生益等の剥落などにより特別利益が減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比227億円減少して1,524億円となりました。財政状態については、連結総資産は前期末比1兆4,023億円増加して60兆5,124億円となりました。貸出金は住宅ローンや中小企業向けが伸び、前期末比5,110億円増加して36兆6,455億円に、現金預け金は前期末比4,809億円増加して15兆3,295億円に、有価証券は株式は減少しましたが債券等が増加して、前期末比1,677億円増加の5兆5,556億円となりました。負債の部では、預金が個人向け法人向けともに伸び、前期末比1兆8,013億円増加して52兆9,099億円となりましたが、譲渡性預金が前期末比2,525億円減少して9,428億円となりました。純資産の部は前期末比396億円減少して2兆3,165億円となりました。

また、信託財産は前期末比5,977億円増加して28兆4,506億円となりました。

なお、今年度までの中期経営計画における当グループが目標とする主な経営指標の実績は以下のとおりとなりました。

	目標値	2019年度
親会社株主に帰属する当期純利益	1,700億円	1,524億円
連結フィー収益比率	30%台前半	28.8%
連結経費率	60%程度	63.3%
株主資本ROE	10%以上	8.91%
普通株式等Tier 1 比率 (その他有価証券評価差額金除き)	9%程度	10.54%

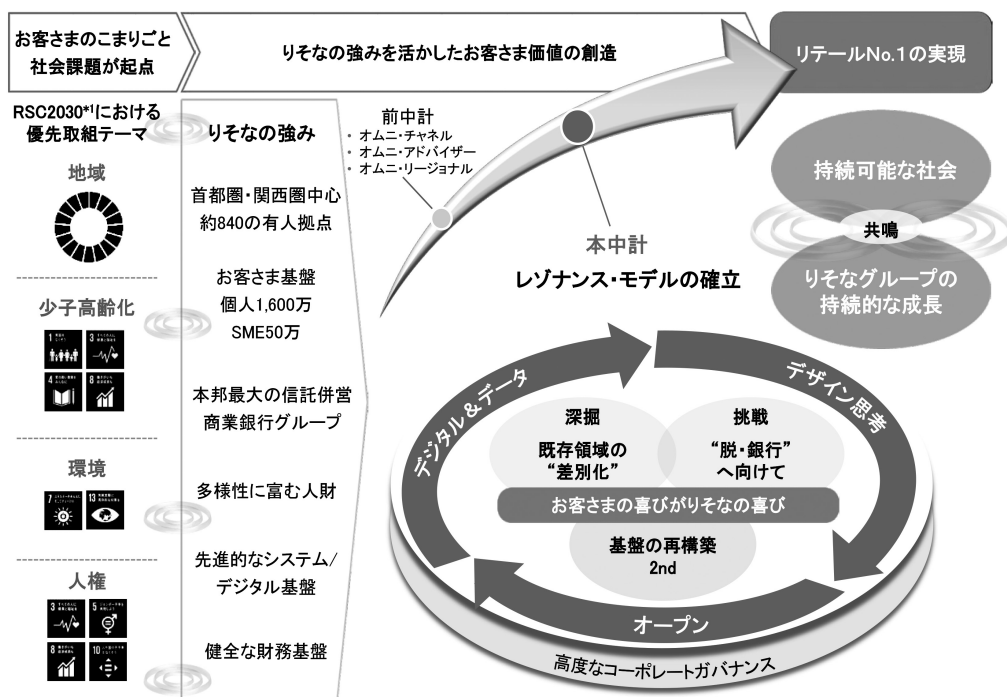
(対処すべき課題)

我が国においては、人口減少・高齢化の進展や急速なデジタル化、お客さまの行動多様化の継続など、不可逆的な社会構造変化が加速しています。また、マイナス金利政策の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響は世界経済にまで拡大し、日本においても人の移動制限による消費活動の停滞、社会的制限による生産活動の停止等、景気動向に大きな影響を及ぼしています。

前中期経営計画では、基本戦略として3つのオムニ戦略を掲げ、関西みらいフィナンシャルグループのスピード感ある統合や、りそなグループアプリ、りそなキャッシュレス・プラットフォーム等の新たなサービスの提供に着手するなど一定の成果が出ている一方で、ストック型フィー収益増強とローコスト運営を両立する収益構造改革は道半ばであると認識しております。

上述の環境・状況変化が中長期的にも予想され、また想定外の事態が発生する中において、当グループでは、従来型のビジネスモデルを時代の変化へ適合させることを通じて、中長期的に『持続可能な社会への貢献』と「自らの持続的な成長」の両立』を目指すことが不可欠であると考え、その目指す姿の実現に向けて、2020年5月に、2022年度までを新たな計画期間とする中期経営計画（以下「本計画」という。）を公表いたしました。

グループのビジョンと経営計画の位置づけ



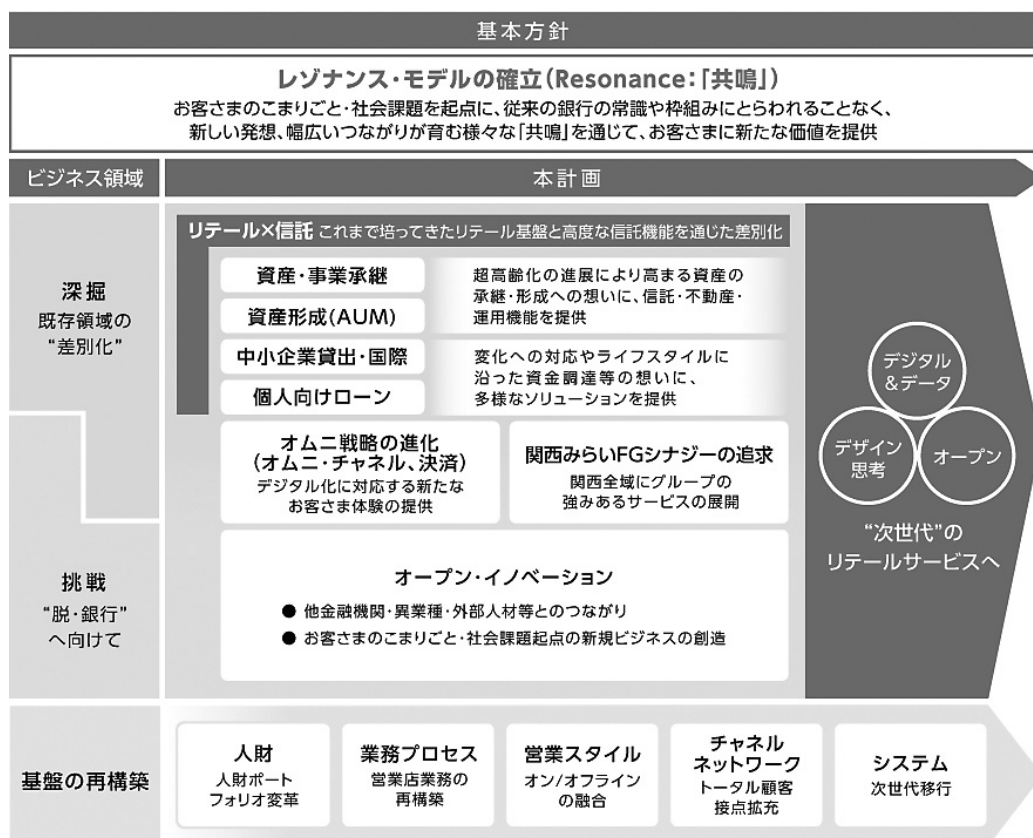
*1. '18/11公表 2030年SDGs達成に向けたコミットメント(Resona Sustainability Challenge 2030)

中期経営計画について

本計画は、お客さまのこまりごとや社会課題を起点に、従来の銀行の常識や枠組みにとらわれることなく、様々な「共鳴」を通じてお客さまに新たな価値を提供する、「レゾナンス・モデルの確立」を基本方針と決めました。

本計画においても、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を貫き、引き続き「リテールNo.1」の実現に向け、グループの総力をあげて取り組んでまいります。

中期経営計画の全体像



① 基本方針

レゾナンス・モデルの確立とは、お客さまのこまりごと・社会課題を起点に、従来の銀行の常識や枠組みにとらわれることなく、新しい発想、幅広いつながりが育む様々な「共鳴」を通じて、時代の変化に適合し、お客さまに新たな価値を提供することです。レゾナンス・モデルに従業員一人ひとりが意識・行動する軸に据え、本計画を実現してまいります。

(ア) お客さまのこまりごと・社会課題を起点

- 当グループの事業活動のすべてを、お客さまが漠然と抱えるこまりごとや社会課題を起点にとらえなおす
- 「何に」こまっているかだけでなく、「なぜ」にこだわり、どのように解消するかを考え続ける
- ライフスタイル・ライフサイクル・イベント・日常の変化をベースに、部分的な「点」から、連続的な「線」としてお客さまとの関係をとらえなおし、金融にとどまらない多様なサービスを提供する

(イ) 新しい発想、幅広いつながりが育む様々な「共鳴」

- デジタル化加速等の社会構造変化を踏まえ、従来型ビジネスモデルに3つのドライバー（※）を融合させることで、ビジネスモデル・経営基盤を時代の変化に適合させる
- 時代の変化スピードは想定以上に早いことを意識し、これまでにないスピードで戦略・施策を実現させるための仕組み、組織、人材、方法を考える

（※）3つのドライバー

当グループがリテールにフォーカスし、長年培ってきたお客さまとの揺るぎないリレーションを基軸に、「デジタル&データ」「デザイン思考」「オープン」をドライバーとして、ビジネスモデル・経営基盤を次世代化してまいります

② ビジネス領域

伝統的な間接金融業務（信託＋商業銀行）を徹底的に“差別化”する「深掘」と、“脱・銀行”へ向けた新たな発想で取り組む新規ビジネスへの「挑戦」を通じて、中長期的に次世代のリテールサービスを提供するグループへと進化を遂げるとともに、収益構造改革を実現してまいります。

(ア) 深掘

- 当グループの特質的強みであるリテール営業・基盤、高度な信託機能を最大限に活かした「承継分野」、前中計において先鋭的に取り組んできたオムニ戦略の「さらなる進化」に注力する
- 関西みらいフィナンシャルグループの営業基盤である関西全域において、当グループの強みある機能やサービスを展開し、グループシナジーを追求する

(イ) 挑戦（オープン・イノベーション）

- 新しい発想と、幅広いつながりを通じて、お客さまや社会に対して新たな価値を提供するとともに、当グループとしてのビジネスの幅を広げ、収益機会の多様化を目指す
- お客さまのこまりごと・社会課題を起点に、「他金融機関・異業種・外部人材・地域とのつながり」、「銀行業高度化等会社の枠組み」や組織横断の専担チーム「クロス・ファンクショナル・チーム」を活用し、当グループの優位性を発揮できる新規ビジネスの創造に取り組む

③ 基盤の再構築

ビジネスの「深掘」と「挑戦」の実現には、リテールに内在する高コスト体質を打破し、経営資源を適正に配分することが必要不可欠です。3つのドライバーを軸に、ビジネスモデル・経営基盤を再構築し、営業力強化と生産性向上に取り組んでまいります。

(ア) 人財

- 多様性・専門性を重視した人財ポートフォリオへの変革（複線型人事制度の導入：専門人財の育成採用、全員コンサルティング営業に向けたオムニ・アドバイザー育成とリカレント教育）
 - ・デジタル・IT人財1,000名体制

(イ) 業務プロセス

- 業務プロセスの断捨離、発想の転換とデジタル化による再構築（営業店業務、法人・融資業務）
 - ・これまでのりそなの成長を事務面から支えた10,000名を超える人財のミッション変更
⇒全員コンサルティング体制へ
 - ・生産性向上を通じた事務コストの低減

(ウ) 営業スタイル

- 3年後の全員営業・全員コンサルティング体制への移行
- これまでのフェイストゥフェイスによる良質なデータと、お客さまの日常の高頻度・広範囲のデジタルデータのリアルタイムでの融合とチャンネル間連携
⇒新たな気づき、タイムリーな交渉機会、コミュニケーションの進化

(エ) チャンネルネットワーク

- トータル顧客接点の拡充とチャンネル関連コスト削減の両立
- エリア運営のさらなる深化（エリア再編・各店使命の適正化）をベースに有人チャンネルネットワークの維持・強化による地域との共生と、デジタルやデータとの融合を通じた次世代化の展望
- 業務プロセス改革、ダウンサイジング・リプレイス等を通じた損益分岐点の引き下げ

(オ) システム

- 経営とIT、戦略とITが一体化
⇒テクノロジーの進化を見据えた既存システムの縮小。時代に適応する次世代化システム構築への取り組み
 - ・戦略実行スピード・柔軟性・可用性の大幅な向上
 - ・グループシステムコストの大幅な削減

④ 経営指標

本計画の最終年度における主な経営指標は以下のとおりです。

経営指標		2022年度
中長期的な 収益構造改革の 実現	親会社株主に帰属する当期純利益	1,600億円
	連結フィー収益比率	35%以上
	連結経費率	60%程度
	株主資本ROE ^{*1}	8%程度
	普通株式等Tier1比率 ^{*2}	10%程度
持続可能な 社会の実現	GPIF選定ESG指数(国内株) ^{*3}	全てに採用

【2022年度前提条件：無担保コールO/N △0.05%、10年国債 △0.05%、日経平均株価 23,000円】

^{*1} 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 株主資本（期首・期末平均） ^{*2} パーゼル3最終化ベース、その他有価証券評価差額金除き

^{*3} FTSE Blossom Japan Index、MSCI ジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数、MSCI 日本株女性活躍指数、S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数

⑤ 資本政策の方向性

健全性、収益性、株主還元のバランス最適化を追求し、企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

(ア) 健全性

本計画の最終年度における自己資本比率の目標水準については、主に以下の3点を踏まえ、現在適用している国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier1比率（バーゼル3最終化影響反映後・その他有価証券評価差額金を除く）で10%を目指してまいります。

- a. 安定した資金供給・サービス提供等を通じた地域社会・経済発展への一層の貢献
- b. 国際的な目線においても信用力ある金融機関としての資本確保と持続的成長の実現
- c. 投資機会・金融規制への対応に備えた戦略的機動性の確保

(イ) 収益性

資本効率、リスク・コスト・リターンを重視した財務運営の継続に努め、8%を上回るROEの確保を目指してまいります。

(ウ) 株主還元

安定配当を継続するとともに、健全性・収益性とのバランスや成長投資の機会を考慮しつつ、株主還元の拡充に取り組んでまいります。具体的には、総還元性向の水準として、中期的に40%台半ばを目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	(億円)	7,579	7,429	8,607	8,805
経常利益	(億円)	2,262	2,177	2,030	2,142
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	1,614	2,362	1,751	1,524
包括利益	(億円)	2,377	3,110	1,122	237
純資産	(億円)	19,467	21,029	23,561	23,165
総資産	(億円)	484,561	502,437	591,100	605,124

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社関西みらいフィナンシャルグループが、2018年4月1日付で株式会社関西アーバン銀行(現、株式会社関西みらい銀行) 及び株式会社みなと銀行を同社の完全子会社としたこと等により、2018年度以降の諸項目は2017年度に比べて増加しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	(億円)	1,463	746	1,041	1,069
受取配当額	(億円)	1,404	687	982	1,008
銀行業を営む子会社	(億円)	1,403	686	981	859
その他の子会社	(億円)	0	0	0	148
当期純利益	(百万円)	139,710	155,156	98,229	10,566
1株当たり当期純利益	(円)	57.51	65.49	42.41	4.59
総資産	(億円)	13,846	14,113	14,490	14,257
銀行業を営む子会社株式等	(億円)	10,923	9,939	9,939	9,939
その他の子会社株式等	(億円)	248	837	1,895	987

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金額等を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式及び従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式を除く）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人数

	当年度末		前年度末	
	銀行・信託業務	その他の業務	銀行・信託業務	その他の業務
使用人数	20,093	667	20,983	617

(人)

(注) 使用人数は、就業者数を記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,028人	1,002人
平均年齢	46年 1月	45年 11月
平均勤続年数	18年 2月	18年 7月
平均給与月額	532 千円	533 千円

- (注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行他12社からの出向者です。
2. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行以外の会社からの出向者は含んでおりません。また、平均勤続年数には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行・信託業務

株式会社りそな銀行	大阪営業部、東京営業部、他340カ店 (前年度末342カ店)
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま営業部、他134カ店(前年度末138カ店)
株式会社関西みらい銀行	心斎橋営業部、他271カ店(前年度末273カ店)
株式会社みなと銀行	本店営業部、他105カ店(前年度末106カ店)

(注) 株式会社関西みらい銀行の前年度末営業所数は、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の合計数であります。

② その他の業務

りそな決済サービス株式会社	本社、他3カ店
りそなカード株式会社	本社、他1カ店
りそなキャピタル株式会社	本社、他1カ店
りそなアセットマネジメント株式会社	本社

回 当社の事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日
東京本社	東京都江東区木場一丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟	2010年5月6日
大阪本社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2001年12月12日

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

	銀行・信託業務	その他の業務
		(百万円)
設備投資の総額	44,273	759

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

回 重要な設備の新設等

	内 容	金 額
		(百万円)
	ソフトウェア等の導入・更改	20,277
銀行・信託業務	店舗の新築（埼玉りそな銀行 川越支店他）	1,531
	本部施設等の更新・改修（関西みらい銀行 心斎橋本社ビル他）	958
	店舗・本部施設等の売却（りそな銀行 りそな名古屋ビル他）	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当社が有する子会社等の議決権比率 (%)	当社への 配当額 (百万円)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信託業務 銀行業務	1918年 5月15日	279,928	100.00	75,345
株式会社 埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	銀行業務	2002年 8月27日	70,000	100.00	10,640
株式会社 関西みらい銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	銀行業務	1950年 11月24日	38,971	100.00 (100.00)	—
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	銀行業務	1949年 9月6日	39,984	100.00 (100.00)	—
株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	銀行持株会社	2017年 11月14日	29,589	51.29	4,768
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	信用保証業務	1975年 5月8日	14,000	100.00	9,999
りそな決済サービス株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号	ファクタリング業務	1978年 10月25日	1,000	100.00	—
りそなカード株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号	クレジットカード業務 信用保証業務	1983年 2月12日	1,000	77.58	28
りそなキャピタル株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号	ベンチャーキャピタル業務	1988年 3月29日	5,049	100.00	—
りそなアセットマネジメント株式会社	東京都江東区木場一丁目5番65号	投資運用業務 投資助言・代理業務	2015年 8月3日	1,000	100.00	—
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区西心斎橋一丁目2番4号	コンサルティング業務	1986年 10月1日	100	100.00	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号	事務等受託業務 有料職業紹介業務	1987年 10月2日	60	100.00	—
りそなプルダニア銀行 〔P.T. Bank Resona Perdania〕	5th & 6th Floor, Menara Mulia, Jl. Jenderal Gatot Subroto, Kav. 9-11, South Jakarta, 12930, Jakarta, Indonesia	銀行業務	1956年 2月15日	4,050億 インドネシア ルピア 〔2,713 百万円〕	48.43 (48.43)	—
りそなマーチャント バンクアジア 〔Resona Merchant Bank Asia Limited〕	8 Marina View, #32-03 Asia Square Tower 1, Singapore 018960	ファイナンス業務 M & A 業務	1981年 5月19日	194,845 千 シンガポール ドル 〔14,876 百万円〕	100.00 (100.00)	—
JTCホールディングス株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	銀行持株会社	2018年 10月1日	500	16.66 (16.66)	—
首都圏リース株式会社	東京都千代田区神田美土代町9番地1	総合リース業	1976年 4月2日	3,300	20.25	15
ディー・エフ・エル・リース株式会社	大阪市中央区伏見町四丁目1番1号	総合リース業	1982年 1月12日	3,700	20.00	—
エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社	東京都目黒区目黒一丁目24番12号	情報処理サービス 業	1983年 10月1日	80	15.00	9
ディアンドアイ情報システム株式会社	大阪府豊中市新千里西町一丁目2番13号	情報処理サービス 業	1998年 3月26日	100	15.00	37

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。
 5. 2019年4月1日に株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行は、株式会社近畿大阪銀行を吸収合併存続会社、株式会社関西アーバン銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。同社の社名につきましては同日付で、株式会社関西みらい銀行に変更いたしました。
 6. 2019年4月1日にりそなカード株式会社は、りそなカード株式会社を吸収合併存続会社、株式会社関西アーバン銀行の連結子会社である株式会社関西クレジット・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
	(百万円)		
株式会社りそな銀行	147,091	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

（１） 会社役員の状況

取締役及び執行役総数23名のうち、男性は19名、女性は4名であり、女性の比率は17%であります。

取締役（年度末現在）

氏 名	担 当	重要な兼職
東 和 浩		株式会社りそな銀行 取締役会長兼代表取締役社長兼執行役員
岩 永 省 一		株式会社りそな銀行 執行役員
福 岡 聡		
南 昌 宏		株式会社りそな銀行 執行役員
磯 野 薫	監 査 委 員	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 取締役
* 佐 貫 葉 子	監査委員長	弁護士（NS綜合法律事務所 所長） 株式会社メディパルホールディングス 社外監査役
* 浦 野 光 人	報酬委員長	HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
* 松 井 忠 三	指名委員長 報酬委員	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
* 佐 藤 英 彦	指名委員 監査委員	弁護士（ひびき法律事務所） 株式会社ぐるなび 社外取締役
* 馬 場 千 晴	監査委員	東北電力株式会社 社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役
* 岩 田 喜美枝	指名委員 報酬委員	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役

- (注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
3. 佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

執行役（年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
* 東 和 浩	社 長 コーポレートガバナンス事務局担当	前頁記載のとおり
* 岩 永 省 一	グ ル ー プ 戦 略 部 担 当	前頁記載のとおり
* 福 岡 聡	財 務 部 担 当	
南 昌 宏	オムニチャネル戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局副担当	前頁記載のとおり
池 田 一 義	グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管理) 担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
鳥 居 高 行	決 済 事 業 部 担 当	株式会社りそな銀行 専務執行役員
新 屋 和 代	人 材 サ ー ビ ス 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
広 川 正 則	内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
吉 崎 智 雄	デジタル化推進部担当 兼業務サポート部担当 兼ファシリティ管理部担当	株式会社りそな銀行 執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
野 口 幹 夫	I T 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
石 田 茂 樹	リ ス ク 統 括 部 担 当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
及 川 久 彦	コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
秋 山 浩 一	グループ戦略部（統合推進）担当	
品 田 一 子	コーポレートコミュニケーション部担当	
田 原 英 樹	市 場 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
中 原 元	グ ル ー プ 戦 略 部 副 担 当	

(注) 1. *は代表執行役であります。

2. 東和浩、岩永省一、福岡聡及び南昌宏は取締役を兼務しております。

当年度中の取締役及び執行役の異動

氏 名		地 位	その他
南	昌 宏	取 締 役	2019年6月21日就任
岩	田 喜美枝	社外取締役	2019年6月21日就任
有	馬 利 男	社外取締役	2019年6月21日任期満了による退任

(ご参考)

4月1日付の会社役員の状況は、次のとおりであります。

なお、取締役及び執行役総数25名のうち、男性は20名、女性は5名であり、女性の比率は20%であります。

取締役 (2020年4月1日現在)

氏 名	担 当	重要な兼職
東 和 浩		株式会社りそな銀行 取締役会長
南 昌 宏		株式会社りそな銀行 取締役
磯 野 薫	監 査 委 員	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 取締役
* 佐 貫 葉 子	監査委員長	弁護士 (NS総合法律事務所 所長) 株式会社メディパルホールディングス 社外監査役
* 浦 野 光 人	報酬委員長	HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
* 松 井 忠 三	指名委員長 報酬委員	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
* 佐 藤 英 彦	指 名 委 員 監 査 委 員	弁護士 (ひびぎ法律事務所) 株式会社ぐるなび 社外取締役
* 馬 場 千 晴	監 査 委 員	東北電力株式会社 社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役
* 岩 田 喜美枝	指 名 委 員 報酬委員	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役

- (注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
3. 佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

執行役 (2020年4月1日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
* 南 昌 宏	社長 事業開発・デジタルトランスフォーメーション担当統括	前頁記載のとおり
岩 永 省 一	グ ル ー プ 戦 略 部 (りそな銀行経営管理) 担当	株式会社りそな銀行 代表取締役社長
福 岡 聡	グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管理) 担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
鳥 居 高 行	決 済 事 業 部 担 当	株式会社りそな銀行 専務執行役員
新 屋 和 代	人 材 サ ー ビ ス 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
有 明 三樹子	コーポレートガバナンス事務局担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
広 川 正 則	内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
寺 畑 貴 史	デジタル化推進部担当 兼業務サポート部担当 兼ファシリティ管理部担当 兼グループ戦略部 (業務プロセス改革) 担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
野 口 幹 夫	I T 企 画 部 担 当 兼オムニチャネル戦略部担当 兼グループ戦略部 (システム改革) 担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
石 田 茂 樹	リ ス ク 統 括 部 担 当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
及 川 久 彦	コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
品 田 一 子	コーポレートコミュニケーション部担当	
田 原 英 樹	市 場 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
中 原 元	グ ル ー プ 戦 略 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
南 和 利	グループ戦略部 (法人・融資業務改革) 担当	株式会社りそな銀行 執行役員
太 田 成 信	財 務 部 担 当	
篠 藤 慎 一	コンプライアンス統括部副担当	株式会社りそな銀行 執行役員

- (注) 1. *は代表執行役であります。
2. 南昌宏は取締役を兼務しております。
3. 有明三樹子の戸籍上の氏名は、吉田三樹子であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る役員の報酬等

区 分	支給人数	報酬等の総額		
		固定報酬	業績連動報酬	
			現金報酬	業績連動型 株式報酬
	(人)			(百万円)
取締役	8 (8)	112 (112)	— (—)	— (—)
執行役	15 (16)	262 (472)	193 (349)	60 (111)
計	23 (24)	374 (584)	306 (461)	60 (111)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数は、2019年度在籍役員のうち報酬を支給した役員の数を表示しており、2019年6月21日に就任した取締役1名及び同日をもって退任した取締役1名ならびに2020年3月31日をもって辞任した執行役4名を含んでおります。
3. 年度末現在の人員は、取締役11名、執行役16名で、内4名は取締役と執行役を兼務しております。
4. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。
5. 固定報酬は、役職位別報酬及び職責加算報酬を含んでおります。
6. 業績連動型株式報酬は、株価変動等を踏まえ当事業年度中に会計上費用計上された金額を記載しております。
7. 本表記載のほか、将来において業績連動型株式報酬の支給を受ける予定の退任役員6名につき、過年度に費用計上した金額の株価の変動に伴う引当金戻入額は2,831千円であります。
8. () 内は当社役員のうち連結子会社の役員（執行役員を含む）を兼任する者について、当社役員としての報酬等のほか兼任期間中に当該連結子会社の役員（執行役員を含む）として受けた報酬等を加えたもの(連結報酬等の総額)を合算した金額及びその支給人数であります。なお、当社執行役のうち、子会社である埼玉りそな銀行の代表取締役社長を兼務する1名については、執行役としての報酬を支給しておりません。
9. 当社役員には、連結報酬等の総額が1億円以上となる者はおりません。

ロ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

[基本的な考え方]

- ・ 取締役及び執行役の報酬等は、報酬委員会が客観性及び透明性をもって適切に決定します。
- ・ 取締役の報酬は、執行役に対する健全な監督を重視した報酬体系とします。
- ・ 執行役の報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため業績連動する比率を重視した体系とします。さらに、執行役が受ける報酬は、当グループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、業績連動型株式報酬を含む体系とします。

取締役及び執行役の報酬体系は以下のとおりです。

① 取締役の報酬体系

取締役の報酬は、役職位別報酬及び職責加算報酬の現金報酬で構成します。

なお、執行役に対する監督をより健全に機能させるため、業績連動報酬は2017年6月をもって廃止しました。

(ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

(イ) 職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員である社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を加算します。

② 執行役の報酬体系

執行役の報酬は、役職位別報酬と業績連動報酬で構成します。さらに業績連動報酬は、単年度の業績等に応じた現金報酬と中長期の業績等に応じた業績連動型株式報酬にて構成します。

各報酬の構成比は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応に重視した割合とし、原則として以下のとおりとします。また上位の役職位は業績連動部分の構成比をより重視した割合とします。

なお、取締役を兼務する執行役については、執行役としての報酬のみを支給します。

役職位別報酬 (固定報酬)	業績連動報酬（標準額） (変動報酬)		合計
	現金報酬 (年次インセンティブ)	業績連動型株式報酬 (中長期インセンティブ)	
50～60%	20～25%	20～25%	100%

・上記比率は、業績連動報酬における標準額（※）の比率

※標準額とは、現金報酬においては前年度の業績の目標達成率が概ね100%の場合に支給される額であり、業績連動型株式報酬においては、中期経営計画最終年度の連結ROEが目標を大きく超過（15%程度）した場合の1年あたりの支給額相当であります。

(ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

(イ) 業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、現金報酬（年次インセンティブ）と業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）で構成します。

Ⅷ 執行役の業績連動報酬（変動報酬）

① 現金報酬（年次インセンティブ）

現金報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

標準額を100%とした場合、その額は0%から150%で変化します。

会社業績は、親会社株主に帰属する当期純利益に加え、フィー収益比率、経費率、普通株式等Tier 1 比率及び主要ビジネス項目の5つの指標によって構成しております。各指標は、中期経営計画との整合性や、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資する指標として、毎年報酬委員会にて議論し、決定しております。

個人業績は、各執行役の業績等に基づき報酬委員会が評価を決定します。

② 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

業績連動型株式報酬は中期経営計画の期間を対象期間とし、支給率の確定後に当社株式等を一括支給します。支給率は、中期経営計画最終年度の連結ROEに応じて0%から100%で変化し、当社株式による支給割合を全体の60%、支給対象役員個人が負担する所得税額等を考慮し、金銭による支給割合を全体の40%といたします。

【業績連動型株式報酬の算定方法】

中期経営計画の期間（2017年4月～2020年3月）を評価期間とした業績連動発行型株式報酬（Performance Share Unit）の算定方法は以下のとおりです。

- ・ 個別支給株式数
基準株式数（※1）×支給率（※2）×60%
- ・ 個別支給金額
基準株式数（※1）×支給率（※2）×40%×当社普通株式の株価（※3）

※1 役職位に応じて設定（以下表1ご参照）

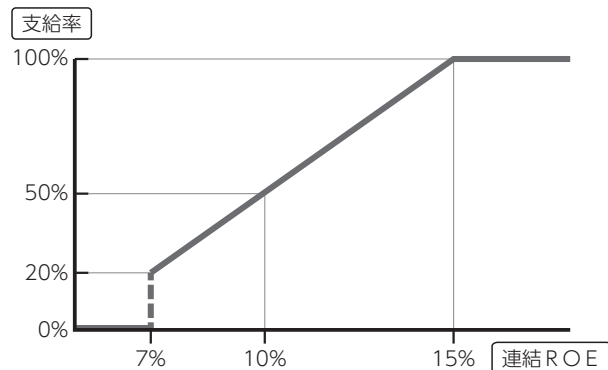
※2 中期経営計画最終年度（2020年3月期）の連結ROE（株主資本ベース）に応じて0%から100%で変化します。（以下表2ご参照）

※3 2020年6月において本制度に係る当社普通株式の第三者割当てを決議する当社取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値

表1

役職位	基準株式数
代表執行役社長 (りそな銀行または埼玉りそな銀行社長も兼務する場合)	112,500株
代表執行役社長	94,220株
代表執行役副社長	67,950株
代表執行役	56,810株
執行役Ⅰ	48,380株
執行役Ⅱ	35,440株
執行役Ⅲ	26,440株

表 2



(注) 支給率 (%) = 連結ROE (株主資本ベース) × 10 - 50
ただし、計算の結果が20%未満となる場合には0% (不支給) とし、100%を超える場合には100%とします。

なお、2020年度より、執行役の業績連動型株式報酬として、中期経営計画の期間(2020年度～2022年度)を評価期間とする株式給付信託を開始します。株式給付信託は、執行役の中期経営計画達成に向けたインセンティブ向上と株主価値との連動性向上を目的とし、その最終年度である2023年3月期の連結ROE (株主資本ベース) 及び相対TSR (株主総利回り) (※1) に応じて0～150%で変動する支給率の確定後に、支給対象役員に対して当社株式及び金銭を一括支給します。

※1 相対TSR (株主総利回り) は、中期経営計画期間中における当社TSRの成長率と、TOPIX配当込み株価指数 (銀行業) の成長率を比較することで算出し、評価期間における当社株式の期間投資収益を同業他社比較にて評価いたします。

(3) 責任限定契約

社外取締役である佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏、佐藤英彦氏、馬場千晴氏及び岩田喜美枝氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
佐 貫 葉 子	弁護士（NS総合法律事務所 所長） 株式会社メディパルホールディングス 社外監査役
浦 野 光 人	HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
松 井 忠 三	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アグストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
佐 藤 英 彦	弁護士（ひびき法律事務所） 株式会社ぐるなび 社外取締役
馬 場 千 晴	東北電力株式会社 社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役
岩 田 喜美枝	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
2. 上記6氏は、当社または当社の特定関係事業者の役員または役員以外の業務執行者との親族関係にありません。
3. 上記6氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況 (2019年度)			取締役会等における発言 その他の活動状況
佐 貫 葉 子	7年9ヵ月	取締役会 監査委員会	20回中 13回中	20回 13回	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。
浦 野 光 人	6年9ヵ月	取締役会 報酬委員会	20回中 8回中	20回 8回	製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
松 井 忠 三	5年9ヵ月	取締役会 指名委員会 報酬委員会	20回中 11回中 8回中	20回 11回 8回	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
佐 藤 英 彦	4年9ヵ月	取締役会 指名委員会 監査委員会	20回中 11回中 13回中	20回 11回 13回	法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。
馬 場 千 晴	2年9ヵ月	取締役会 監査委員会	20回中 13回中	20回 13回	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、収益管理やリスク管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。
岩 田 喜美枝	9ヵ月	取締役会 指名委員会 報酬委員会	15回中 7回中 5回中	13回 6回 5回	製造業の経営者としての発想や経験及び行政での経験に基づき、特に顧客サービスやダイバーシティの観点からの積極的な意見・提言等があります。

- (注) 1. 在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数	報酬等の総額		
	固定報酬		業績連動報酬
(人)			(百万円)
7	79	79	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数は、2019年度在籍役員のうち報酬を支給した役員の数を表示しており、2019年6月21日に就任した取締役1名及び同日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 固定報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

普通株式	6,000,000 千株
優先株式	20,000 千株
うち第一回第7種優先株式	10,000 千株
うち第二回第7種優先株式	10,000 千株
うち第三回第7種優先株式	10,000 千株
うち第四回第7種優先株式	10,000 千株
うち第一回第8種優先株式	10,000 千株
うち第二回第8種優先株式	10,000 千株
うち第三回第8種優先株式	10,000 千株
うち第四回第8種優先株式	10,000 千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株を、それぞれ超えないものとします。

発行済株式の総数

普通株式	2,324,118 千株
------	--------------

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	249,081 名
------	-----------

(注) 上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主20,754名を含んでおります。

(3) 大株主

普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	150,643	6.54
第一生命保険株式会社	125,241	5.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	101,973	4.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	73,306	3.18
日本生命保険相互会社	65,488	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	50,830	2.20
AMUNDI GROUP	45,133	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	44,090	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	39,357	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385151	38,681	1.68

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（22,696千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式3,922千株が含まれておりません。
3. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社の完全親会社であるJTCホールディングス株式会社の株式を株式会社りそな銀行が340千株（16.66%）所有しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得、処分等及び保有

① 取得株式

株式の種類	株式の総数	取得価額の総額
	(千株)	(百万円)
普通株式	21,714	10,003

② 処分株式

株式の種類	株式の総数	処分価額の総額
	(千株)	(百万円)
普通株式	0	0

③ 決算期における保有株式

株式の種類	株式の総数
	(千株)
普通株式	22,696

- (注) 1. 株式数は千株未満を、金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPが取得、処分等した当社株式は含まれておりません。
3. 株式の処分価額は、処分時の当該種類の自己株式の平均取得単価にて算出しております。
4. 当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第50条の定めに基づく自己株式（普通株式）の取得を決議し、下記のとおり実施いたしました。
- (1) 自己株式の取得理由 株主還元の充実、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とする
 - (2) 取得の方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付けによる
 - (3) 取得した株式の総数 21,706千株
 - (4) 株式の取得価額の総額 9,999,969千円
 - (5) 取得日 2019年5月13日から2019年6月12日（約定ベース）

□ 従業員株式所有制度の内容

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）を導入しております。

ESOP信託制度の概要は以下のとおりであります。なお、当事業年度末にESOP信託が所有する当社株式数3,922千株は本項における自己株式に含まれておりません。

当社がリそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（なお、当社の子会社である株式会社リそな銀行が、当該信託を受託しております。）を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。

その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合は、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。

株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

信託契約の概要

- ① 委託者：当社
- ② 受託者：株式会社リそな銀行
- ③ 受益者：当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ④ 信託契約日：2017年5月15日
- ⑤ 信託の期間：2017年5月15日～2022年5月31日
- ⑥ 議決権行使：受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総額

2,191百万円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 牧野 あや子 指定有限責任社員 山口 圭介 指定有限責任社員 畑中 建二	124	・ 会社法第399条第1項の同意の理由 (注) 3 ・ 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (注) 4

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額869百万円

3. 監査委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

4. 受託業務における内部統制の整備及び運用状況の検証業務等であります。

5. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、196百万円であります。主な業務の内容は、財務・税務に係るアドバイザリー業務等であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役等を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、リソナプルダニア銀行（P.T. Bank Resona Perdania）及びリソナマーチャントバンクアジア（Resona Merchant Bank Asia Limited）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

6 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社の普通株式に対する配当につきましては、前記〔1(1)ハ(対処すべき課題)⑤「資本政策の方向性」〕に記載のとおり、2020年度に係る年間配当は安定配当を継続し、2019年度と同様、普通株式1株当たり21円(中間配当10.5円及び期末配当10.5円)とさせていただきます。今後も中期経営計画の株主還元方針に基づき、安定配当を継続するとともに、健全性・収益性とのバランスや成長投資の機会を考慮しつつ、株主還元の拡充に取り組んでまいります。具体的には、総還元性向の水準として、中期的に40%台半ばを目指してまいります。

業務の適正を確保する体制

(1)「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

当社は、グループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

イ はじめに

当社及びグループ各社(※)は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

※ 会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

ロ 内部統制の目的(基本原則)

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

① 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

② 財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③ 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

Ⅷ 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「グループ情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取り組むものとする。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「グループ情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④ 当社の執行役並びにグループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の執行役並びにグループ各社の執行役員や当社及びグループ各社の組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤ 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。）に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

（ア） 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。

- (イ) 「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。
- (ウ) 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。
- (エ) 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため及び前号の使用人に対する指示の実効性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動や人事評価等に関する事項について、監査委員会または同事務局の事前の同意を得ることを定めるものとする。

また、執行役は、当該使用人が業務遂行するうえで、不当な制約を受けることがないように配慮すべきものとする。

⑧ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制に関する事項

- (ア) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人は、当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。
- (イ) グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社またはグループ各社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて当社監査委員会に報告を行うものとする。
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）にかかわらず、当社監査委員会は必要に応じ、いつでも職務の執行について報告を求めることができ、当社の取締役、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、説明を求められた場合、正当な理由がない限り、当該事項について速やかに報告するものとする。

⑨ 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑩ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項

監査委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、監査委員は、緊急または臨時に支出を要する費用についても、当社に請求することができ、当社は、当該請求が監査委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これを負担する。

① その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査基本計画の策定及び内部監査の結果、改善勧告に基づく改善状況の結果を含め、監査委員会に対する職務上の報告等を行う体制を整備するとともに、監査委員会との定例的な意見交換を行う等日常の緊密な連携を行う。また、内部監査以外の財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署についても、監査委員会との円滑な意思疎通等その連携に努めるものとする。

(2) 「グループ内部統制に係る基本方針」に基づく運用状況の概要

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

イ グループ運営に係る体制整備の状況

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めております。

当社の取締役会においては、2003年6月に邦銀グループ初の指名委員会等設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化が図られております。

また、子会社各社の自律性を確保しつつ、グループのコーポレートガバナンスに係る基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行い、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

ロ 内部監査に係る体制整備の状況

内部監査は、当社及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動について、その遂行状況を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能であります。

当社では、その目的達成のため「グループ内部監査基本方針」を定め、取締役会の指揮の下に、業務担当部署から独立した内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役を任命しています。また、監査機能の強化を通じた当社のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、内部監査部と取締役会・監査委員会及び代表執行役との関係を明確にしています。具体的には、第一義的な職務上のレポーティングラインを取締役会・監査委員会とし、監査委員会が内部監査部に対して直接指示し、報告させるレポーティングラインを明示的に確保することにより、代表執行役等に対する監督・牽制を強化しております。

なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

ハ 法令等遵守に係る体制整備の状況

当グループは、過去に公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y（りそなグループ行動宣言）」を定め、これを公表しております。また、経営理念、りそなW A Yを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したものとして、「りそなS T A N D A R D（りそなグループ行動指針）」を定めております。

また、当社及びグループ各社においてコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

従業員（家族や退職者を含む）からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、社外の契約弁護士を受付窓口とする「リそな弁護士ホットライン」や社内及び社外の電話受付事業者を窓口とする「リそなコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、「リそな会計監査ホットライン」を設置しています。

「リそな弁護士ホットライン」及び「リそな会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付していますが、受付した全ての事案について、社外取締役である監査委員長に直接報告することにしており、制度の信頼性や透明性の向上を図っています。

なお、「リそなコンプライアンス・ホットライン」（「リそな弁護士ホットライン」を含む）については、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）※」に登録されています。（2020年3月13日付）

体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。また、グループのコンプライアンスに関する諸問題については、「グループ・コンプライアンス委員会」において協議しております。

このほか、当社のコンプライアンス統括部署にAML（※）金融犯罪対策室を設置し、グループ全体でマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた体制の強化に努めております。

さらに、グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する部署をグループ各社において明確化し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応策について、上記「グループ・コンプライアンス委員会」において検討を行っております。

※内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）＝事業者が自社の内部通報制度が消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に適合している場合、消費者庁の指定登録機関である公益社団法人商事法務研究会による確認等を経て登録される制度。

※AML＝Anti-Money Laundering（マネー・ローンダリング対策）の略

三 リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、リそな銀行及び埼玉りそな銀行のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、グループ各社からのリスク状況の定期的な報告等を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理方針を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少しない消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）を図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産
			(百万円)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	798,614	1,425,760

(該当がないため記載を省略した項目)

「事業譲渡等の状況(当社の現況に関する事項)」「その他企業集団の現況に関する重要な事項(当社の現況に関する事項)」「社外役員の意見(社外役員に関する事項)」「当社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約(会計監査人に関する事項)」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」

連結計算書類

第19期末 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	15,329,523	預金	52,909,979
コールローン及び買入手形	473,438	譲渡性預金	942,840
買入金銭債権	248,548	コールマネー及び売渡手形	69,636
特定取引資産	457,391	債券貸借取引受入担保金	532,433
有価証券	5,555,671	特定取引負債	87,259
貸出金	36,645,552	借入金	769,930
外国為替	107,460	外国為替	5,076
リース債権及びリース投資資産	40,630	社債	396,000
その他資産	964,312	信託勘定借	1,316,807
有形固定資産	369,790	その他負債	700,746
建物	122,346	賞与引当金	17,509
土地	214,216	退職給付に係る負債	22,709
リース資産	14,634	その他の引当金	38,209
建設仮勘定	3,851	繰延税金負債	5,607
その他の有形固定資産	14,741	再評価に係る繰延税金負債	18,439
無形固定資産	49,770	支払承諾	362,725
ソフトウェア	17,996	負債の部合計	58,195,910
リース資産	25,574	純資産の部	
その他の無形固定資産	6,199	資本金	50,472
退職給付に係る資産	32,510	利益剰余金	1,720,062
繰延税金資産	35,385	自己株式	△12,880
支払承諾見返	362,725	株主資本合計	1,757,655
貸倒引当金	△160,221	その他有価証券評価差額金	306,196
投資損失引当金	△35	繰延ヘッジ損益	16,619
		土地再評価差額金	40,209
		為替換算調整勘定	△1,942
		退職給付に係る調整累計額	△40,402
		その他の包括利益累計額合計	320,680
		新株予約権	297
		非支配株主持分	237,910
		純資産の部合計	2,316,543
資産の部合計	60,512,454	負債及び純資産の部合計	60,512,454

第19期 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	880,544
資金運用収益	478,252
貸出金利息	369,559
有価証券利息配当金	74,157
コールローン利息及び買入手形利息	1,990
買現先利息	△3
債券貸借取引受入利息	0
預け金利息	11,337
その他の受入利息	21,210
信託報酬	19,060
役務取引等収益	239,310
特定取引収益	5,235
その他業務収益	69,323
その他経常収益	69,362
償却債権取立益	15,521
その他の経常収益	53,840
経常費用	666,254
資金調達費用	47,122
預金利息	19,384
譲渡性預金利息	90
コールマネー利息及び売渡手形利息	3,047
売現先利息	0
債券貸借取引支払利息	12,890
借入金利息	4,777
社債利息	4,289
その他の支払利息	2,641
役務取引等費用	68,141
特定取引費用	493
その他業務費用	36,745
営業経費	426,540
その他経常費用	87,210
貸倒引当金繰入額	15,349
その他の経常費用	71,861
経常利益	214,290
特別利益	7,311
固定資産処分益	2,381
その他の特別利益	4,930
特別損失	9,424
固定資産処分損	1,699
減損損失	7,725
税金等調整前当期純利益	212,177
法人税、住民税及び事業税	37,835
法人税等調整額	18,902
法人税等合計	56,737
当期純利益	155,439
非支配株主に帰属する当期純利益	3,013
親会社株主に帰属する当期純利益	152,426

第19期 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,472	—	1,614,908	△4,213	1,661,168
当期変動額					
剰余金の配当			△48,557		△48,557
親会社株主に帰属する当期純利益			152,426		152,426
自己株式の取得				△10,003	△10,003
自己株式の処分		△0		1,336	1,336
土地再評価差額金の取崩			1,994		1,994
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△709			△709
利益剰余金から資本剰余金への振替		709	△709		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	105,153	△8,666	96,486
当期末残高	50,472	—	1,720,062	△12,880	1,757,655

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	423,957	27,129	42,204	△4,823	△38,605	449,861	309	244,838	2,356,178
当期変動額									
剰余金の配当									△48,557
親会社株主に帰属する当期純利益									152,426
自己株式の取得									△10,003
自己株式の処分									1,336
土地再評価差額金の取崩									1,994
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△709
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△117,760	△10,509	△1,994	2,880	△1,796	△129,181	△12	△6,927	△136,121
当期変動額合計	△117,760	△10,509	△1,994	2,880	△1,796	△129,181	△12	△6,927	△39,634
当期末残高	306,196	16,619	40,209	△1,942	△40,402	320,680	297	237,910	2,316,543

計算書類

第19期末 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	297,830	流動負債	176,653
現金及び預金	67,248	1年内償還予定の社債	30,000
有価証券	181,000	1年内返済予定の関係会社長期借入金	145,000
前払費用	6	未払金	150
未収収益	10,001	未払費用	324
未収入金	36,134	未払法人税等	27
未収還付法人税等	3,439	未払消費税等	134
固定資産	1,127,930	賞与引当金	529
有形固定資産	8	役員株式給付引当金	53
工具、器具及び備品	8	その他	433
無形固定資産	13	固定負債	232,091
ソフトウェア	13	社債	230,000
投資その他の資産	1,127,908	関係会社長期借入金	2,091
関係会社株式	1,099,398	負債合計	408,744
関係会社長期貸付金	24,500	純資産の部	
繰延税金資産	5,661	株主資本	1,017,016
その他	0	資本金	50,472
投資損失引当金	△1,652	資本剰余金	50,472
		資本準備金	50,472
		利益剰余金	928,950
		その他利益剰余金	928,950
		繰越利益剰余金	928,950
		自己株式	△12,880
		純資産合計	1,017,016
資産合計	1,425,760	負債・純資産合計	1,425,760

第19期 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	106,997
関係会社受取配当金	100,844
関係会社受入手数料	5,527
関係会社貸付金利息	626
営業費用	6,757
借入金利息	933
社債利息	331
社債発行費	162
販売費及び一般管理費	5,329
営業利益	100,240
営業外収益	189
有価証券利息	5
受取手数料	82
投資損失引当金戻入額	51
未払配当金除斥益	42
その他	7
営業外費用	131
経常利益	100,298
特別損失	90,868
関係会社株式評価損	90,868
税引前当期純利益	9,430
法人税、住民税及び事業税	△21,332
法人税等調整額	20,196
法人税等合計	△1,136
当期純利益	10,566

第19期 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	50,472	50,472	—	50,472
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
利益剰余金から 資本剰余金への振替			0	0
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	50,472	50,472	—	50,472

株主資本				
	利益剰余金 その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	966,941	△4,213	1,063,674	1,063,674
当期変動額				
剰余金の配当	△48,557		△48,557	△48,557
当期純利益	10,566		10,566	10,566
自己株式の取得		△10,003	△10,003	△10,003
自己株式の処分		1,336	1,336	1,336
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△0		—	—
当期変動額合計	△37,991	△8,666	△46,657	△46,657
当期末残高	928,950	△12,880	1,017,016	1,017,016

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 29社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

株式会社関西みらい銀行

株式会社みなと銀行

当社の連結子会社である株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行は、株式会社近畿大阪銀行を吸収合併存続会社、株式会社関西アーバン銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。同社の社名につきましては、株式会社関西みらい銀行に変更いたしました。

当社の連結子会社であるりそなカード株式会社と株式会社関西クレジット・サービスは、りそなカード株式会社を吸収合併存続会社、株式会社関西クレジット・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 5社

主要な会社名

JTCホールディングス株式会社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

- (4) 持分法非適用の関連法人等はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 3社

3月末日 26社

(2) 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、重要性が乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は187,572百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 26,791百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 5,039百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

ポイント引当金 4,895百万円

「リそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
(主として10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生
翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

従業員持株会支援信託 E S O P

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株会支援信託 E S O P）を行っております。

(1) 取引の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、2,191百万円、3,922千株であります。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
40,351百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,835百万円、延滞債権額は342,223百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,422百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は164,250百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は526,732百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、101,492百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は38,657百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	7,794百万円
有価証券	2,334,527
貸出金	90,040
リース債権及びリース投資資産	9,543
その他資産	11,598

担保資産に対応する債務

預金	169,397百万円
債券貸借取引受入担保金	532,433
借入金	679,660
その他負債	11,430

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金0百万円、有価証券26,907百万円及びその他資産450,709百万円を差し入れております。

また、その他資産には先物取引差入証拠金58,263百万円、金融商品等差入担保金93,726百万円及び敷金保証金23,935百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,452,521百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,780,311百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令
(1998年3月31日公布政令第119号)
第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（1998年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,265百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 300,947百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 49,182百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,200百万円が含まれております。
15. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債136,000百万円が含まれております。
16. 一部の連結される子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,329,704百万円であります。
17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は605,163百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益31,216百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却19,758百万円、株式等売却損25,680百万円及び株式等償却5,003百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別利益」は、一部の連結子会社の退職給付信託に係る信託設定益であります。
4. 減損損失には、一部の関西地域における銀行連結子会社が、合併後の店舗統廃合・移転等を決定したことに伴い、営業用店舗（土地・建物等）等について投資額の回収が見込まれなくなり、帳簿価額を回収可能額まで減額したことによる損失額4,610百万円が含まれます。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。なお同社は、主として継続的な収支の管理・把握を行っている営業店をグルーピングの最小単位としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	2,324,118	—	—	2,324,118	
自己株式					
普通株式	7,296	21,714	2,392	26,619	注

(注) 株式数の増加は、2019年5月10日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得21,706千株及び単元未満株式の買取7千株であります。株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及び従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式の持株会への譲渡2,391千株であります。なお、当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式がそれぞれ、6,314千株、3,922千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権		—				297	
合計			—				297	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の 原資	基準日	効力 発生日
2019年 5月10日 取締役会	普通株式	24,392百万円	10.50円	利益 剰余金	2019年 3月31日	2019年 6月6日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当66百万円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の 原資	基準日	効力 発生日
2019年 11月8日 取締役会	普通株式	24,164百万円	10.50円	利益 剰余金	2019年 9月30日	2019年 12月5日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当53百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年5月12日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	24,164百万円	10.50円	利益剰余金	2020年 3月31日	2020年 6月4日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当41百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、真にお客さまに役立つ金融サービスグループを目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

- ・金利関連
金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
- ・通貨関連
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ・株式関連
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

(i)お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」等を作成しております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性（当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む）、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不適当と認められる取引は行わないこと。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii)金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額が存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii) トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（3）②のとおり適切に管理しております。

④ 金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。

これらについては、金利、為替の変動リスクや、金融経済環境の変化等により調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤ 銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証株式会社、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード株式会社等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社グループの各銀行では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社グループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

(i)市場リスク管理の体制

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会等を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii)市場リスクに係る定量的情報

当社グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。当社グループとしての市場リスクに係るリスク額はりそな銀行、埼玉りそな銀行及び関西みらいフィナンシャルグループ傘下である関西みらい銀行、みなと銀行のVaRを単純合算することによって算出しております。

なお、一部の商品やその他の関連会社のリスク額は、グループとしての市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア)トレーディング

当社グループでは、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのトレーディング業務のリスク額は、525百万円であります。

(イ)バンキング

当社グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社グループでは、バンキング業務に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間20営業日または125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのバンキング業務のリスク額は、68,432百万円であります。

(ウ)政策投資株式

当社グループの各銀行では、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当社グループでは、政策投資株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

連結決算日現在で当社グループの政策投資株式のリスク額は、34,815百万円であります。

(エ)市場リスクのVaRの検証体制等

当社グループの各銀行では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会等により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的な対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また、必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況をモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社グループがお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	15,329,523	15,329,523	—
(2) コールローン及び買入手形	473,438	473,438	—
(3) 買入金銭債権 (*1)	248,463	246,997	△1,465
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	335,513	335,513	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,968,451	1,996,606	28,155
その他有価証券	3,490,079	3,490,079	—
(6) 貸出金	36,645,552		
貸倒引当金 (*1)	△148,833		
	36,496,719	36,680,527	183,807
(7) 外国為替 (*1)	107,344	107,430	86
(8) リース債権及びリース投資資産 (*1)	40,253	42,328	2,075
資産計	58,489,787	58,702,446	212,659
(1) 預金	52,909,979	52,910,194	214
(2) 譲渡性預金	942,840	942,832	△7
(3) コールマネー及び売渡手形	69,636	69,636	—
(4) 売現先勘定	—	—	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	532,433	532,433	—
(6) 借入金	769,930	769,941	10
(7) 外国為替	5,076	5,076	—
(8) 社債	396,000	401,397	5,397
(9) 信託勘定借	1,316,807	1,316,807	—
負債計	56,942,703	56,948,319	5,615
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	50,299	50,299	—
ヘッジ会計が適用されているもの	29,218	28,559	△658
デリバティブ取引計	79,518	78,859	△658

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6) 参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合等に関し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引く等の方法により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（５）有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1) (*2)	59,953
組 合 出 資 金 等 (*3)	37,185
合 計	97,139

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について195百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	50

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	1,133,258	1,153,877	20,618
	地方債	491,021	498,184	7,163
	社債	87,518	88,967	1,448
	小 計	1,711,798	1,741,029	29,230
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	11,011	10,979	△32
	地方債	215,618	214,712	△906
	社債	30,023	29,886	△136
	小 計	256,653	255,577	△1,075
合 計		1,968,451	1,996,606	28,155

3. その他有価証券 (2020年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	684,071	258,410	425,661
	債券	798,247	792,902	5,344
	国債	14,121	14,102	18
	地方債	79,580	79,413	167
	社債	704,544	699,386	5,158
	その他	682,494	657,848	24,646
	小 計	2,164,814	1,709,161	455,653
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	76,240	91,492	△15,251
	債券	921,583	930,211	△8,627
	国債	439,106	445,587	△6,480
	地方債	167,034	167,606	△571
	社債	315,441	317,017	△1,575
	その他	329,239	351,296	△22,057
	小 計	1,327,062	1,373,000	△45,937
合 計		3,491,877	3,082,161	409,715

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自2019年4月1日至2020年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2019年4月1日至2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	39,258	19,752	761
債券	3,751,579	9,080	2,850
国債	3,601,203	8,367	2,850
地方債	56,309	169	—
社債	94,066	543	0
その他	2,205,882	34,886	32,718
合 計	5,996,719	63,719	36,330

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、8,664百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(1 株当たり情報)

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産 | 904円60銭 |
| 2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 66円27銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 66円27銭 |

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第1回新株予約権 (注)
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,522株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2018年4月1日から2042年7月20日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第2回新株予約権 (注)
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 70,863株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2013年6月27日から株式会社みなと銀行の 2013年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2043年7月19日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第3回新株予約権 (注)
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 67,071株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から株式会社みなと銀行の 2014年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2044年7月18日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第4回新株予約権（注）
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 （うち、社外取締役2名）、 株式会社みなと銀行執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 46,215株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2015年6月26日から株式会社みなと銀行の 2015年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2045年7月17日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第5回新株予約権（注）
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 （うち、社外取締役2名）、 株式会社みなと銀行執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 87,690株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2016年6月29日から株式会社みなと銀行の 2016年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2046年7月21日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第6回新株予約権（注）
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役8名 （うち、社外取締役2名）、 株式会社みなと銀行執行役員19名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,048株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2017年6月29日から株式会社みなと銀行の 2017年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2047年7月21日まで

（注）株式会社みなと銀行が付与していたストック・オプションに代えて、2018年4月1日に株式会社
関西みらいフィナンシャルグループが付与したものであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計 年度末	5,925	4,977	15,405	22,278	46,215	47,163
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	2,844	3,081	8,532	10,428
未確定残	5,925	4,977	12,561	19,197	37,683	36,735
権利確定後 (株)						
前連結会計 年度末	63,279	61,620	46,452	23,937	41,475	24,885
権利確定	—	—	2,844	3,081	8,532	10,428
権利行使	10,902	6,873	—	—	2,607	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	52,377	54,747	49,296	27,018	47,400	35,313

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価 格 (円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均 株価 (円)	530	404	—	—	375	—
付与日におけ る公正な評価 単価 (円)	556	700	763	1,303	645	840

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、当社の役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、役員に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<追加情報>

従業員持株会支援信託 E S O P

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株会支援信託 E S O P）を行っております。

(1) 取引の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、2,191百万円、3,922千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

2,091百万円

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

<貸借対照表に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 41百万円
- 関係会社に対する短期金銭債権 294,035百万円
関係会社に対する長期金銭債権 24,500百万円
関係会社に対する短期金銭債務 229百万円
関係会社に対する長期金銭債務 147,091百万円
- 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。

<損益計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
営業収益 106,997百万円
営業費用 1,016百万円
営業取引以外の取引高 8百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	千株 7,296	千株 21,714	千株 2,392	千株 26,619	注

(注) 株式数の増加は、2019年5月10日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得21,706千株及び単元未満株式の買取7千株であります。株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及び従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式の持株会への譲渡2,391千株であります。なお、当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式がそれぞれ、6,314千株、3,922千株含まれております。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式償却	517,434百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	24,355百万円
投資損失引当金	505百万円
その他	202百万円
繰延税金資産小計	542,497百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△18,855百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△517,979百万円
評価性引当額小計	△536,835百万円
繰延税金資産合計	5,661百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (*)	6,055	18	185	79	70	17,945	24,355
評価性引当額	△556	△18	△185	△79	△70	△17,945	△18,855
繰延税金資産	5,499	－	－	－	－	－	5,499

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 りそな銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	当座預金の預入	51,902	現金及び 預金	66,930
				譲渡性預金 の預入	117,418	有価証券	101,000
				有価証券利息	3	未収収益	0
				資金の借入	－	1年内返済予定 の関係会社長期 借入金	145,000
						関係会社 長期借入金	2,091
				借入金利息	933	未払費用	228
子会社	株式会社 埼玉りそな銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	譲渡性預金 の預入	81	有価証券	30,000
				有価証券利息	0	未収収益	0
				資金の貸付	－	関係会社 長期貸付金	24,500
				貸付金利息	626	未収収益	1
子会社	株式会社 関西みらい銀行	(所有) 間接 100.00%	経営管理 預金取引関係	譲渡性預金 の預入	25,546	有価証券	50,000
				有価証券利息	1	未収収益	0

- (注) 1. 当座預金の預入及び譲渡性預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。
2. 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
3. 借入金については、無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
4. 貸付金は、劣後特約貸付金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産 442円66銭
2. 1株当たり当期純利益 4円59銭

(注)「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 リそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧野あや子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口圭介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑中健二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リそなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 リそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧野あや子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口圭介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑中健二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ##### (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監査委員	佐貫葉子	㊞
監査委員	佐藤英彦	㊞
監査委員	馬場千晴	㊞
監査委員	磯野薫	㊞

(注) 監査委員佐貫葉子、佐藤英彦及び馬場千晴は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上